

第 4 3 0 回（定例）福崎町議会会議録

平成 2 2 年 6 月 2 3 日（水）
午前 9 時 3 0 分 開 会

1. 平成 2 2 年 6 月 2 3 日、第 4 3 0 回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 1 6 名

1 番	松 岡 秀 人	9 番	吉 識 定 和
2 番	牛 尾 雅 一	1 0 番	石 野 光 市
3 番	宮 内 富 夫	1 1 番	小 林 博
4 番	釜 坂 道 弘	1 2 番	東 森 修 一
5 番	福 永 繁 一	1 3 番	富 田 昭 市
6 番	志 水 正 幸	1 4 番	北 山 孝 彦
7 番	難 波 靖 通	1 5 番	高 井 國 年
8 番	広 岡 史 郎	1 6 番	宇 崎 壽 幸

1. 欠席議員（な し）

1. 事務局より出席した職員

事 務 局 長 中 塚 保 彦 主 査 澤 田 和 也

1. 説明のため出席した職員

町 長	嶋 田 正 義	副 町 長	橋 本 省 三
教 育 長	高 寄 十 郎	技 監	中 島 勉
会 計 管 理 者	牛 尾 敏 博	総 務 課 長	尾 崎 吉 晴
企 画 財 政 課 長	近 藤 博 之	税 務 課 長	山 口 省 五
住 民 生 活 課 長	松 岡 英 二	健 康 福 祉 課 長	高 松 伸 一
ま ち づ くり 課 長	志 水 利 雄	産 業 課 長	井 上 茂 樹
下 水 道 課 長	後 藤 守 芳	水 道 課 長	豊 國 明 紀
社 会 教 育 課 長	山 下 健 介	学 校 教 育 課 長	志 水 清 二

1. 議事日程

第 1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

1. 開会及び開議

議

長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は 1 6 名でございます。

定足数に達しております。よって、本日の会議を開きます。

それでは日程により、一般質問を続けてまいります。

8 番目の通告者は、広岡史郎君であります。

1. 道の駅計画と周辺整備について

2. 公園管理について

3. 工事管理について

以上、広岡議員どうぞ。

広岡史郎議員 皆さんおはようございます。

6月議会もきょう1日ということで、あと一般質問、私を含めて4人ですか。最後までよろしくお付き合いのほど、お願いいたします。

このたび通告しておりますのは、3項目であります。

まず、道の駅計画について、お尋ねしたいと思います。

この6月の最初の所管委員会に、道の駅の地域振興施設の図面と、スケジュールが一部変更された資料が示されまして、それを見させていただきまして、以前、道の駅検討委員会に私も所属しておりましたので、この2年間にどのようにその計画が進み、どのようになっているのかを確認させていただき、一般質問をさせていただきます。

道の駅検討委員会は、というか福崎の道の駅計画というものは、技監はこの道の駅に関してのことにも県のほうでかかわっておられたと聞いておりますので、ちょっと改めて振り返りたいと思うんですが、この中播磨管内、特にその主要県道である三木宍粟線に道の駅のような施設はないということで、どっちかという県道のほうからアプローチがありまして、この第4次総合計画の、前期計画には道の駅というの一言も記述がなかったのですが、急遽検討委員会を設置して、どうしようということをして12名の委員で、平成19年8月に第1回、それでその19年の年を越えまして20年の2月に6回目の検討委員会を開催して、3月にこの調査報告書が出ております。これの最終調査報告書の報告の骨ですが、5項目ほどありまして、1点目は道の駅が福崎で必要か、どこに設置すればいいかということで、これは道の駅というのは地域振興あるいは農業振興につながると、それから福崎には工業団地などもありまして、トラックが多く来るといっても含めて、場所的にも8カ所ほどの候補の中から、旬彩蔵の西、今の新町の西がよいという結論になりました。

それから道の駅の規模ですが、全国的には大きなところもあります。かなり大きな施設で大規模にやっているところがありますが、町の施設、町の財政力あるいは県、国の現在の状況から、許せる範囲でできるだけ駐車場などは広くしてほしいと、それから事業構成としては県の部分は、あそこは三木宍粟線の進入路を拡幅して右折レーンを取り入れて、県道を改良しなければならないということと、あとは県としては、駐車場、トイレ、案内板などはもう当然管轄に入りまして、町としてはそのときは農業振興施設としての、振興施設を土地は町単の事業で、そして建設工事関係は50%の国庫補助でできると、それからその管理手法につきましては、指定管理者を決めて、管理料を払うのではなくて、その振興施設そのものは有料で使っていただくと、少しでもその投資額が回収できるように、つまり黒字の道の駅にしてほしいということですね。当然その管理者には、県の部分としての管理料も、逆に管理料として支払われる可能性もありますので、黒字の運営をなるように、町としての投資は少しでも回収できるようにしてほしい。

それからその振興施設のコンセプトとしましては、経営理念というのをきちっと定めて、具体的な運営手法については、ある程度指定管理者に任すと。そして、主な特産といいますと、もちむぎ製品ということになるんですが、それに合わせてそういう道の駅で販売できる特産品の開発につなげていくと、そういうのがこの最終報告書だったと思うんです。それで、それにあわせて、この議会としてもその最終報告が出る直前の、19年の12月議会の全員協議会で、

検討状況を報告、私と石野議員と所属しておりましたので報告して、いろんな意見をもらいまして、それもあわせて翌年だったと思うのですが、第5回の最終報告を出す最後の前の検討委員会に文書できちっと報告、議会の意見も報告しまして、それも少し反映はできてると思います。それでそのときのスケジュールもずっと振興のですね、できてると思いますが、それから2年が経過して、このたびそういうスケジュールと変更の案と、それから施設が出ましたので、この2年間どうなったのか確認したいんですが、今まで私が先に概略説明したことについて、担当課長、大きな間違いはないですね。確認をさせていただきます。

産業課長 道の駅検討委員会につきましては、今議員さん言われましたように、第1回の19年8月1日から開催いたしまして、最終の第6回を20年の2月22日ということで、6回開催をさせていただきます、今言われました各検討の中での必要性とか、場所、規模、事業構成、管理手法等につきましては、言われたとおりで間違いはございません。

広岡史郎議員 それで今の五つほどに関して、現在の状況がどうなっているかをお尋ねしたいわけですが、計画は進めるということで、1番目の道の駅の必要性とそれから場所は旬彩蔵の西を考えるということについては変更ありませんね。

産業課長 はい、変更はございません。

広岡史郎議員 続いて、その駐車場を含めた、県の部分も含めての規模ですが、どのぐらいの面積、どこまで買収して、どのぐらいの駐車場をすると、その中の部分ですね、その検討は、当初ではできるだけ、財政が許す限り広く駐車場をとってほしいと、大きな施設にしてほしいということだったんですが、その検討状況はどうですか。

産業課長 検討委員会の中で、5案という案をお示しさせていただいております。資料等につきましては、事務局のほうに備えさせていただいておりますけれども、その中で5案目ということで、旬彩蔵の隣接西側におきまして、旬彩蔵の大きさの平行した部分での西側へ同等ぐらいの平行線での面積ということで、5案では示させていただいておりますけれども、そういった中でまだ検討を進めている中でございます。ただその中で、所管の産業建設常任委員会の中でもご説明をさせていただいておりますけれども、平成22年度の事業評価を受けるということで準備を進めさせていただいております。事業評価を受けるに当たりまして、県のほうからも道の駅の出入り口の位置の関係、また県道との道路区域との関係、それから隣接の旬彩蔵の駐車場との共同利用などとの問題がありまして、そのほかにも振興施設の経営収入内容の詳細資料が、その事業評価を受けるに当たりまして必要であるということから、福崎町といたしましては、振興施設につきましては、今議員さんも言われましたけれども、補助事業ということで補助申請をする予定の中で作業を進めておりました。そういった詳細につきましても、補助事業の中で、補助対象となるということから、詳細な資料までは作成していなかったというのが実情でございます。また、このたびの政権交代もございまして、農政関係では予定しておりました振興施設の補助対象メニューがなくなってしまったということもございまして、したがって、今後町単独事業によります、平成23年度の事業評価を受けるに当たり、準備資料を作成していきたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

広岡史郎議員 順番に聞いていきたいところですが、この項目について、課長が先に一括答弁していただいたようなところありますので、その今の答弁を確認していき

いと思うんですが、規模はこの第5案を基本にするということですね、この図面のね。これもそのときには、こういうのがいいだろうということで、検討委員会で出ておりました。それで、その事業構成として、21年度では県道の改修部分、その図面を描くということになっておったようですが、それがですね、それも補助金で設計をするということだったんですが、その補助金がなくなって、県道の改修部分の設計もできなかったということですね。

産業課長 県道の拡幅等につきましては、道路管理者である県のほうが行うということでございます。ただその道の駅に伴います県道拡幅等につきましては、県の内部での調整という形になるということでございます。町といたしましては、構成の中でも言われましたように、地域振興施設を設置するということでございます。

広岡史郎議員 県のほうの福崎道の駅に対しての進捗状況というのは、その県道の改修部分なんかの設計については、道の駅の申請、事業評価にかかってからするということですか。それまでに先に、ここまでの買収なり工事費用が要って、県の中のどういう事業にスケジュールにはめて、もし事業にかかった場合、どうはめていくというのは、先もっては検討されないんですか。まちづくり課長か技監か、その辺はどうですか。

産業課長 事業評価を受けるに当たりましては、概略的には当然そういった道路拡幅が必要であるのか、どこから出入りするのか、駐車場がどの程度要って、どの部分が道の駅の部分として道路管理者が設置しなくてはならない部分なのか、また町の施設としての振興施設についての駐車場がどの程度必要なのかといった、そういう調整も必要であります。

広岡史郎議員 そのこのところがどういうふうに進むのか、いまいちよくわからないんですが、それは県の部分は置いておきまして、町として、この当初の報告書では農業振興施設として、農業振興施設の場所は町単で土地は用意すると、施設については50%を国庫補助が見込めるというのが、この50%の国庫補助がもうないわけですね。なくなったわけですね。その場合に、なくなったらじゃあもう別に無理に農業振興施設でなくても、いわゆる普通の特産館のような商業的なものだけで、農業というのは含まれなくてももういいということになるわけですか。ただの地域振興施設だけで、商業的な物産館のようなものだけでもいいと、そのこのところをちょっと確認しておきたいんですが。

技監 今のご質問は、道の駅として成立する要件として何が必要かということでしょうか。それでありましたら、道の駅としては、必要な十分な広さの駐車場、あとトイレ、清潔なトイレ、それと情報提供施設というものが最低必要ということなんです。トイレと電話は24時間営業できることということなんです。ですから、地域振興施設的なものは絶対必要という条件にはなっておりません。農業振興施設でないといけないということもございません。

広岡史郎議員 私が伺っておるのは、地域振興施設は道の駅のね、県なり国が、国道ですと国が直轄でされるところがありますが、それは国、県の、今言われた、技監言われた、駐車場やトイレはね。それに、その横に必ず地域振興施設をつくってセットでしていくという条件で、ただその中に農業振興施設なら50%の国庫補助があるとかいう、必ずこの施設が必要であると、ちょっとこうドライバーが休んだり食事をしたりする、あるいは地元の振興のための施設、それは今例えば旬彩蔵という野菜農業の施設ありますが、これはもうJAがつくっているんで、それをそのまま横につけて該当は、それを振興施設にはできないというふうに検討委員会で伺って、で、どういう振興施設、どういう指定管理者でしたら

いのかと、どういう中身にしたらいいのか、食事のできる規模はどの程度にしたらいいのかというのが、福崎で道の駅をつける、それを福崎の発展、観光なり農業、商業の振興発展につなげていくポイントにしたいということで、道の駅をつくれればということになっておると思うんですが、施設がなくてもいいわけですか。

技 監 道の駅、厳密の意味の道の駅というのは先ほど私が申し上げたところです。地域振興施設はなぜ町がというか、道の駅の制度が始まったのは平成5年でして、最初に100カ所ぐらい登録されました。十分な広さの駐車場があって、清潔なトイレがあるし、そこに地域振興施設的なものが併設されておりますので、人気を博しております、全国的にどんどん数がふえているということです。

福崎町におきましても、いろいろな観光施設とか、広めていきたいものがあると、道の駅は全国的に知名度が高いものですから、そういうものを使ってそこで町として情報発信したいものを発信していくということは、すごく有効なことだろうと考えられますので、推進していこうということになっているんだと思っております。

広岡史郎議員 その点につきまして、その振興施設の目的というのはそれ大事なところですが、その必要性、県の認可を受けるのに、絶対に必要かどうかについては、またあとでお伺いしたいと思います。ただあくまで、する限りは、せつかくで観光の拠点としても含めて、振興施設をつくってほしいというのも逆にありまして、この今論議をしているわけですが、そこでポイントはその農業としての、農業振興施設としてはもう補助金がなくなったということで、町単でするところが、今一番のポイントになってきているんじゃないかと思いますが、振興施設としてはもちむぎだけではちょっと物足らないと、それで一応道の駅のそういうところでは、特産品を扱うと、それに対して観光客を呼ぶというのが一番の、どこでもとられてる手法です。それに対して大部分のところはまず農産物を、新鮮な農産物を直売するという、いわゆる農業振興施設を建てられて、一緒にセットでされている。ところがこの福崎の場合は、もう既にJAが農産物の進行を図る施設の横に来るということで、ちょっと難しいところがあるわけですが、それでも今年の12月議会でしたか、宮内議員が質問されましたが、まずもちむぎ以外としてはつのが、当町の特産にして、そういうところで扱いたいと、扱ってどうかという点がありまして、そのときの議事録を読ませていただきますと、今年の秋にテレビ放映があって、急遽人気が出て間に合わない、既にもう秋には収穫・取り入れですので、つのがは。間に合わなかったということも質問されました。そういうことも含めて、私どももやはり、私も農業してますし、そういう農業からつながる特産品ね、もちむぎにしてもやっぱり農業、もちむぎからつながっていくわけですし、そういうものをもっともっと工夫して、みんなの知恵を出し合って開発して、道の駅で、いわゆる今の旬彩蔵ではなくて、ブランド力をつけて道の駅振興施設のほうで何とかしてほしいと、というのは旬彩蔵はJA兵庫西全体ですので、あそこに福崎の人の出荷量というのは大体3分の1、お客さんも半分いかない、大体福崎の人は3分の1強ぐらいで姫路なりよそから買いに来られる方も多いと、商品についても大口で龍野なり姫路なりのほうからどんと来るというような状況になっているわけですが、それでそういう振興施設をどうすればいいかと、福崎の特産品なりの開発とあわせて、いうのを図面なり計画書にきちっと入れておかないと、黒字でこういうふうな経営しますというコンセプトがないと、なかなか県のほうでは事業評価にかからないのではないかと、そこを心配しているし、その点が

今は進んでいなかったということで、この22年度の事業評価に書類が課長出せなかったと言われておるんですが、私は今そういう認識をしておるんですが、それでよろしいですか。

産業課長 はい、そのとおりでございまして、当然事業評価の中には、隣接しております旬彩蔵との関係ということで、旬彩蔵と振興会館の区別をきちっとしなさいというような項目もございまして。

広岡史郎議員 その旬彩蔵ですが、これも福崎の農業発展といううたい文句でオープンしまして6年になるんですか、ここ3年ほどは生産部会の総会にも課長は来賓として出席いただいておりますね。その内容については町長の方に報告されてるかどうかわかりませんが、どうですか3年間3回続けて生産部会に出られて、その総会での協議状況というのは、旬彩蔵、いわゆる生産者とJA、運営するJA側がうまく福崎の旬彩蔵、進んでいると思われませんか。感想をよければ伺いたいんですが。

産業課長 生産者の総会につきましては、皆様方の総会、生産者の方々からの意見が多数出て、活発であるということを感じております。その中で、やはり今言われましたように運営はJAがされております。その中で行政といたしましても、その旬彩蔵の店長といいますか、責任者の問題も出ておりました。そういう中で、だれが責任者であるのかということから、行政のほうも今までそういう話をさせていただいた中で、今年度から責任者を1名置いたということをお聞きしております。また一つ、窓口が一つ広がったなということで、皆様方のこれからその生産者の皆様方の声が、一つのところに集まって、よい方向に進めばいいなと感じているところでございまして。

広岡史郎議員 福崎道の駅のうまくいくかどうかのポイントのもう1点が、そこにあると思うんです。旬彩蔵との連携がうまくいくのかと、進むのかということの中で、実は私は議員としてではなくて、生産者の当初からかかわってるものとして、生産側からも今見ておるわけです。それで両方から見まして、そのこのところを心配していると、JA側のほうも、この検討委員会の中には常務が入っておられましたけれど、JAとしては割とつれないような答弁とか意見ばかりだったですね。JAとしては。そういうこともありますので、じゃあそうなると大事なものは、振興施設の中に福崎の進行をどう図るか、特産品なんかをね、というのがポイントになってくると思うんですよ。その旬彩蔵と分けて。それをきちっと検討なりプランを立てて、その振興施設、今度事業評価をかけるのであれば、今から1年間資料つくられますね、計画書を。その中に入れるべきであると思うわけですが、じゃあそれを担当課だけで考えるのか、あるいはどこかコンサルに委託するのか、あるいはその振興施設についての検討委員会なりそういう会を持たれて、いろんな意見を伺う、意見を集められたり、そういう考えは今のところ、どういうふうに来年事業評価までの、その計画書を出されるのであれば、計画づくりを進めようとしてるのか、お伺いします。

産業課長 進め方につきましてはですけども、当然、検討委員会の中で、その中でも委員会からのアイデアも出されております。そのアイデアを参考に進めてほしいというというような提案もいただいております。また、町といたしましても、不足部分が出てこようかと思っておりますので、コンサルの力も借りて進めさせていただきたいと思っております。その中で、検討委員会等の設置ということでございましてけれども、今現在では検討委員会の設置は考えておりません。

広岡史郎議員 既に全国的にたくさんできてると、兵庫県内でも30近くの道の駅があります。その中の一番最後の最後の後発ぐらいだと思っておりますよ。だから今までの

そういう先輩方を参考にして、きちっと運営できる、適当につくって、あと管理するのにお金を町から町費で出せばいい、公費で出せばいいというもんじゃないに、今は、自主運営できる、そういう施設に当然するべきで、じゃあどうするかというと、道の駅構想の中で、一応案はたくさん書いてありますね、旬彩蔵の野菜をふんだんに使った料理を提供したり、漬け物を加工したらどうか、それから地元牛乳を用いたソフトクリーム、もちむぎのいろんな商品、町内の産物の掘り起こし、それから自販機、もちむぎパン焼き工房とか、30ほどあります。だけどこれは一般的によそでされていることを集めておられるわけですし、じゃあこの中から福崎道の駅をどうするかと、どんなんすればいいのかと、それを福崎の振興にどうつなげていけばいいのかということになると、やはりここが参画と協働の出番ではないかと思うんです。例えば、ボランティアでいいから、今から検討委員会設置して、この検討委員会のように消費者代表、議会代表、自治会代表とかこんなじゃなしに、振興施設をいろんな夢を語ってくださいということで募集して、いろんな案を集めていただいて、その中でこういうのでやると、ほんなら私、若い人が例えば出てきて、意見を言うて、それおもしろそうですね、やりましょうということになって、じゃあその人がそのその関する生産なり、そういうのにかかわってくれば、そういう流れになれば、これは理想ですが。そういうことも含めて、ぜひユニークないうんか、新しい特産館、振興施設をつくっていただきたいと願うことです。やはり観光につなげるのは、今道の駅は観光という面がかなりありまして、なると福崎特産館には福崎の特産品がたくさんあると、またもう一回行ってみようというリピーターにつなげる必要があると、そのためには例えば、これは福崎特産の認証品ですということにして、旬彩蔵と分けて道の駅のほうの振興施設で販売できるようにすると。もちむぎ商品はそうですが、例えば今話に出てるつのなすとか、そういうのをもう一回本当に地元の人、福崎で今、昔からつくられていた野菜なり、そういうものを掘り起こしてすれば、何とか今から1年間計画して、もし事業認可になると2年ほどかかってオープンになると、それまでにその開発につなげていくと、そういう前向きの取り組みがないと、なかなか道の駅はうまくいかんではないかと、今思っておるんですが、こういう意見に対してはどうですか。

産業課長 今、議員さんのほうから提案をいただきました。検討委員会の中でも、運営方法につきましては、NPO等に管理をお願いできないかというような意見もございます。そういった中で、今言われましたような、生産者というんですか、直接そういった中に参加していただける方の意見を聞くというようなことも、よい考えかなと思っております。またその辺につきましては、研究なり検討をして、進めさせていただきたいと思えます。

広岡史郎議員 1年間いうてもすぐにきますんでね。せつかくこの道の駅のことに關しては、ある程度かかわっておられた技監もおられますし、これはもう目を通していただいたかどうかわかりませんが、今言ったことも含めまして、ぜひ適切にアドバイスを担当課のほうにさせていただいて、技監がおられる間に、計画ができていいのができたというふうになるように、私たちも期待しているわけですが。

技監 今、議員発言がありましたように、私が県におりますときに、今のみつですね、道の駅みつの施設担当をさせていただきました。実際立派なものできております。繰り返しになるかもしれませんが、道の駅福崎は、中播磨県民局管内、道の駅空白地というところにおける、1番目、唯一の道の駅になるということと、交通量が非常に多い三木宍粟線沿いの道の駅、十分な利用者が見込めると

いうことと、あと、福崎町いろいろ観光資源とかあります。うまくそれを発信できてるかということ、できてないんじゃないかなという気もしております、道の駅ができれば全国から人が集まって来られると思いますので、うまくやれば非常に有効なものになると思います。ぜひともそのようになれるように努力したいと思っております。

広岡史郎議員 またこれについては、私も生産者として旬彩蔵にもずっとかかわっておりますので、あわせて両方の目から、またお尋ねもしていたり、提案もさせていただいたりしたいと思います。

次の通告項目ですが、公園管理をちょっと置いておきまして、先に工事管理についてお尋ねいたします。

八反田周辺、私の住んでいます八反田周辺では今、中島井ノ口線の新設工事、それから下水道の幹線工事、下水道の面整備工事が今最盛期に入っているところでありまして、この3月議会の最後の一般質問のときに体調不良で休ませていただきましたが、複数の議員が、この中島井ノ口線の工事とかあるいは完成後の供用方法について、いろいろ質問されております。その中で、工事の金額と工事の品質について、松岡議員が入札金額が下がっていて、確かに町としては助かるけども、手抜き工事にならないようにしてほしいという質問に、まちづくり課長は、品質確保等を十分に行って、良好な道路づくりをすることを念頭に事業を進めるというふうに答弁されています。この中島井ノ口線というのは、道路の供用の大切さもありますが、もう一つのポイントは雨水排水対策だと思うんです。道路の下には、福崎で初めての雨水幹線が設置されていますし、それからインターからのこの西田原の一部から南田原の東の方の排水をどうやって道路沿いから逃がすのかということで、道路の東側にはかなり広い側溝、そしてところどころに西側へ水を逃がすような大きな管も設計に入っています。それがですね、その管理をどうするかがこの中島井ノ口線の一つのポイントだと思うんですが、まずその前に、今いろいろ工事されてまして、実は農業してまして、いろんな田んぼを借りたりして村の東西南北に田んぼがありまして、どこ行っても農作業していますと工事をしている姿が見えるわけです。なかなかユニークな工事をされているなということで、先にその工事の進め方についていうか現場管理についてお尋ねしたいと思うんですが、当然その工事を発注されて、業者がされる場合、工事の基本項目というのがありますね。それは改めて確認されるのか、もうそういうのは業者の常識として入っているのかどうか、まずその辺からお尋ねしたいと思います。

まちづくり課長 工事を発注する際には、設計図書があります。それと現場特有の特記仕様ということで一定のこういう条件ですということで発注します。また、受注された業者につきましては、こういった安全管理を進めるということで、事前に進め方について書類が上がってきます。それを我々チェックしまして、安全な方法で品質も注意しながらということで、書類上で確認をしながら工事を進めているものでございます。

広岡史郎議員 同じように下水道のほうもされていますが、下水道の工事に関しても同じですか。

下水道課長 先ほどまちづくり課長から答弁された内容と同じですが、工事着手前に当たっては、当然工程の管理、それから出来高の管理、それから品質の管理、それら3項目については十分に調整して、どういう対応をするかというところは、ポイントとしては指示をさせてもらっております。

広岡史郎議員 そうですね。設計書に従って、工程表をつくって、工程どおりに、設計図面

どおりに仕上げていくと、安全に早く、仕上げていくと。それでその工事をするには、基本はやっぱりどこでも管理もありますが、安全第一、これは何十年前、もう何百年前から言われています。あとなんですか、現場の整理整頓。これはもう常識の基礎の一番です。それが、なかなかユニークであるということ。それからあとは地元説明会のときに、工事時間の厳守、それから通学路の安全確保というふうなことをよく、地元にはきちっとしますということを言われたですね。その辺については、当然今、工事の初めにそういう業者とそういう契約をしたりしてということは、ふだんも担当課、担当課員はチェックに行ってるわけですね。それをどういうふうにチェックして、どういうふうにそれは工事の成績なんかには評価されるのかどうか、今どういう現状になっているのか、お尋ねいたします。

下水道課長 先ほど、議員おっしゃられたことにつきましては、苦情として下水道課のほうへも聞いております。確かに、着手後その現場周辺の状況、仮設物を残置しておるような状態が見受けられました。これについては当然現場では監督員が注意をし、またその後現場代理人を町のほうへ呼んで、十分に注意をしたということでございます。今後もその点は十分注意しながら進めていきたいとは、十分感じております。

広岡史郎議員 現場はそういう状況、今下水道課長が言われた状況で、それをちょっと写真に、資料にして町長にお見せしたいと思っております。町長は今言われたことは、現場は当然、きちっと現場も管理もされて、整理整頓されて、スマートな工事がされていると思っておられると思うんです。そこで、写真を参考としてお渡ししたいと思っております、今事務局に預けてあるんですが、議長、許可をいただきたいんですが。

議長 しばらく休憩いたします。
会議を再開いたします。

広岡史郎議員 たくさんカラーコピー、役場のほうでしていただいたらよかったです、経費節約ということで4部ほどコピーさせていただきました。そこにコメントも書いておりますので、また見ていただいて、現場の状況というのを考えていただきたいと思うんですが、一般的に私が見ておる限りですね、整理整頓がない。後片づけができていない。工事が終わってもね。安全第一がない。きちっとした服装と、きちっとヘルメットをかぶってするというのは工事のイロハのイだと思うんですが、きのう見ていまして、ヘルメットをかぶらずにしている人もあります。それから連日毎日とは言いませんが、かなり頑張ってる残業されていると、通学路もですね、その写真にありますように、確かに工事しているから子どもは入らんとするんですが、ロープ1本張っていない。簡単に申しわけ程度にバリケードが置いてあるだけで。子どもは何をするかわかりませんのでね。

それからある工区では、工事の資材を畑に断りなしに置いておって、後から注意されると、そしてその畑、田んぼのあぜの構築物壊して、後から指摘を受けて慌てて、どうしようかと対応すると。そして、その3枚目の写真の上にありますように、完成後の姿が、こうユニークな、ユニークというんか、この微妙なカーブに擁壁がなっておるわけですが、これも設計のうちなんかどうか。

こういうことで、本当に良質良好な工事ができるのか心配するわけです。大丈夫ですか。

まちづくり課長 今たくさんご指摘をいただきました。ご指摘をいただいた件につきましては、現場担当職員も含めて、私も含めて、工事の執行に当たっていききたいと、安全

とそれから現場は見た目もよくということで、きれいな工事ということを、業者に注意しながら進めていきたいと思います。

広岡史郎議員 最後はきちっとした図面どおりの工事と、それから現場で事故が発生しないようにというのが一番ですのでね。そのために、イロハのイからきちっとされるように、こんな工事はもうずっと進んで、今から福崎の工事やし、ほぼ福崎、下水も含めて道路工事もうかなり事業としては終わりかけている最後に、こういう現場で、なるようではと思ひまして、これもほとんど全部、村の人には言っていないですよ。みな私の田んぼにほとんどかかっていること、私1人の分にかかることだけでもこんだけあるわけです。ということですので、まあ頑張って工事を進めていただきたいということで、一番のポイントは、中島井ノ口線の両側の側溝と雨水排水対策が気になって質問しようと思っております、その一番最後のところにちょっと写真を入れておりますが、この中島井ノ口線というのは細切れで発注されていますね。これは工法とか排水の関係で仕方ないんかどうかわかりませんが、どうして下からずっと順番にきちっとせず、ところどころ細切れで発注という形態になっておるのか、まずお尋ねします。

まちづくり課長 工事をするのに当たりましては、皆さんからご協力いただきました用地の関係、それから物件移転の状況、そして今この中島井ノ口線につきましては、雨水対策それから下水道整備、多目的な目的で進めておりますが、それと農業用水路、幹線水路が通っておりますので、そのかんがい用水の区間につきましては工事を中断しなければならないということもあります。また、国の通達から、できる限り景気対策の取り組みとして分割発注を進め、できる限り地元業者への受注の機会を与えるというようなことから、総合的に判断をしまして、分割発注をしているところでございます。

広岡史郎議員 完成してしまいますと、排水もすっとんと抜けてという状況になるかと思うんですが、その完成してしまっ後の管理もどうするか含めて、例えばこれは担当課長は頭にあると思うんですが、この一番下の写真の左側、この南田原水路の一番こう分岐してる川田筋の分岐のところ、これはもうほぼこれでコンクリートの打ち上がっているということは完成の姿じゃないかと思うんですが、この下から反対側のほうへ、西側の方へバイパスの管もつくられておりました、この写真で見ていただいたらわかるように、鉄板の堰がもう常時入っているわけです。この前のような、ここの議会でもよく指摘がありましたような、5月24日のような夜間の豪雨なんかで、この今の現状ではここの分岐のところはだれも点検に行かないわけです。こういうふうに入板が入ってまして、西の方へ大きな管が抜けるようになってますので、知らない間に西の方に水が流れて、西の田んぼも、今までつかったことないようなこの田んぼも、朝起きるとつかっているという状況で、5月24日未明の豪雨については、当然ほかにも浸水があったりして、これは今までの水路の関係で仕方ないところもあるんですが、これは工事でバイパスをつくったり、いろいろされている中で、そういうようなことになるということになれば、また後詳しく説明しますが、天災ではなくて人災に近い状況の浸水になっただけですよ、あそこは。それで、その排水を、西側に抜いた排水を今度八反田西光寺線の下とここで、道路下を当然暗きよで逃がす、それが聞いておりますと、この丸い管、右側の写真ですね、つくれると。これを切ると、これがもう最後の管路になっていると、完成後のですね、仮設ではなくて本設置の水路であると、写真で見てもうたらわかりますように、側溝の断面とこの丸い管とですと断面が半分ぐらいです。こんなんできちっと

水が逃がして、水路こういうところは、今度街路ですのでごみも当然流れてくるし、ごみが引っかかってあふれたり、しないんじゃないとか、そういう検討というのは、本当にきちっと現場と打ち合わせたりされているかどうか、心配になりまして質問するわけですが、できてしまってから、ああまた水が、またあふれるいうんではこれは人災ですからね、大丈夫ですか。

まちづくり課長 この道路の東側につきましては、南田原井でございます。この分岐、分水のところにしましては事前に水利管理者である八反田区長さんと協議をして、坑道それから堰板についてもどういった形でやったらいいのかということで相談もし、堰板も用意をさせていただいたわけでございます。完成後につきましては、農業用水路でございますので、水利管理につきましては、地元区で対応させていただきたいと思っております。堰板につきましても、当然用意しましたが、この堰板につきましても、南田原水利組合にお渡ししたものでございます。

広岡史郎議員 そのこのとこなんですよ。地元がこれでよろしいからいうて、これで済ましてると、ねえ課長。この前の雨のとき、私行ってみたんですよ。じゃあこのどうしても道路から来ますね、この横の側溝の田んぼのほうから来ると、幅12センチほどの擁壁の、長さ50メートルほどですね、平均台より難しいところを道路幅1メートルでこっちは田んぼですから何も持つとこないところを歩いて来ないといけない。来てもごうごう水が流れてるのにどうやって堰板上げたり閉めたり、これ1人でできるんですか。こんだけ水圧がかかるとんのを。それとこの道路下にパイプ、管がありますね。それに今度、それ流れないようにとめようと思っても、どうやってあれ、現場見られましたか。こんなもん上から目測つけてポポンと落として1メートル下にうまいことはまればいいけど、はまらなんたら板が流れてしまうと、いやもう注意だけで。それでこの、じゃあ道路のほうからは歩いてこれます。道路のほうからこの水路の反対側のほうへ1メートル離れて、1メートル下のとこまで、子どもだったら何とか跳ぶかわからんけど、大人が跳んだら滑ったら頭打って。その辺は、地元がこうやって言っても、プロですからね。きちっとこういうふうにされたらいいんじゃないですか、ここにはこう橋が要るんじゃないんですかと、足場が要るんじゃないんですか言うて忠告するのが役場の仕事やないんですか。それでここはこういうふうに水をとめたらこうなりますよという、きちっと計算をして、それで地元で提示すると、それが全然できてないと、ちょっと私まだ急遽なんで区長に聞いてないんですが、担当課としてはそこを、きちっと検討していかないと、このこれが一部だけでこんだけのことがあるということは、中島井ノ口線下から上まで、もう一回全部一から見直して、チェックし直す必要があるんじゃないかと、非常に心配するわけですが。

まちづくり課長 水路等農地につきましても、水というのは大変こう微妙なところがございまして、事前に十分打ち合わせもさせていただいております。地元の水利管理者におかれましても、我々もそうですが、当初予測されないことが感じられておれば、またそれにつきましてはまた話し合いもしたいと思っております。いづれにしましても、工事の進め方につきましては、十分協議をして進めたものでございます。

広岡史郎議員 そのこのとこでね、区長さんこれやったらこれ、どないしてこれ今度、これでよろしい言うたっただけども、どうやってこれこっち早く渡って、堰板入れるんですかと。そのたんびたんびに地元が、夜間でも胴長のここまでのカップを着て、軽四にはしごを積んでかけて来てくださいうて、どうされるんですかいうぐらいの心配はですね、あんたプロでしょう。そんなことされんと、これどない

するんですか。後は適当に現場がいいんだったら、後はもう適当に地元区が管理してやると、足場一つあれへんです。一遍雨の夜中に電話かけますんで、一遍来て堰板を上げたりしてくれて言いますんで、体験してもらわんと、これはやっぱり、一番体験ですので、そういうことをね、プロでしょう。やっぱりきちっとできていないと。まあここでご忠告を申し上げておきますので、ご忠告、この排水が、雨水排水が、せめてこんだけの大きな工事したところでは、水が出なくてきちっと排水できるという完成の状況にさせていただきたいと思ひまして、忠告今しとるわけでありまして、もう一度ぜひ、下から上まで中島井ノ口線全線について、雨水対策、その仮設完成までまだ1年2年じゃないですね、当初の甘い言葉から言うと1年おくれるみたいですので、その間も雨は降るわけです。夕べでもかなり、急に夜中2時3時に雨降ってるわけですから、夕べの場合は幸い短い時間で終わって、出るまでいきませんでしたけども、完成までのことも含めて、ぜひ雨水に対してはチェックさせていただきたいと要望しておきますが。

まちづくり課長 この道路を進めるに当たって、定期的に南田原の区長さん、特にこの水利に係る区長さんには定期的に集まっていたいただいて、ご相談もしながら進めとんですが、近々もう日程も決めております、寄っていただいて、協議をいたしますので、その中で再度確認をして、今のご意見に対して相談もしたいと思ひます。

広岡史郎議員 私ごとですが、すべて私の田んぼにもかかっておりまして、学校給食用にタマネギを頑張って20アール、たくさんつくっておるわけです。そこが、5月24日の雨のときは、絶対につかる、今までつかったことのない田んぼがつかつとるわけですね、雨で。タマネギというのは最後は水はけがないようにしないと、その収穫した後の乾燥が難しいということで、原因はなんか思っていくと結局ここにつながるわけです。普通だったらこら一つ言うてもっと電話して怒るところですが、まあやんわりと。で、あとこの本会議で忠告だけを一般質問としておきますので、あと公園管理についても同じように、いろいろ言いたいところあるわけです。駅前児童公園の姿とか、新町河川公園のことについても、またこれは次の機会に、3月から延び延びになっておるんですが、公園管理も同じように、使う人の身になって、施設整備なりを進めていただきたいという項目で通告しておりますので内容はわかっていたらと思うんですが、プロとして、担当課、プロの仕事としてきちっとやっていただきたいと、地元から要望なかったらもうしないんやとか、あとはもう地元任せるんではあかんわけです。地元が言わんでも、これをもっと提案してこうじゃないですかいうふうに、うるさいぐらいしつこいぐらいに言うのが、親切というもんだと思うんです。そうしないと結局完成した後、困ってくる事態が出てくると。つくってしまったからでは間に合いませんので、ご忠告申し上げまして、私の一般質問を終わります。

議 長 以上で、広岡史郎君の一般質問を終わります。
しばらく休憩いたします。再開は10時55分といたします。

◇

休憩 午前10時33分

再開 午前10時55分

◇

議 長 会議を再開いたします。
次は、9番目の通告者は、高井國年君であります。

1. 町長の政治姿勢について
 2. 一般質問その後について
- 以上、高井議員どうぞ。

高井國年議員 本日は広岡議員も言われていましたように、最終日ということで、一番に皆さんを初め喜んでいただくにはどうしたら喜んでいただけるかということで、それはまま質問を短くしていくということを私はきょう課題にさせていただきます。まあ言えば、3回前はオーバーして澤田君に迷惑かけ、前は7分残してしまいましたので、今回は7分以内に一般質問終えたいと思いますので、よろしくお答えのほどお願いしたいと思います。

先ほど議長から紹介ありましたように、今回の一般質問一つ目は、町長の政治姿勢、その中で、公職選挙法による寄附行為というのをあげさせていただきました。その後、その一般質問その後ということで、地域公共交通機関についてと、老人ホームの給食、また公害防止協定についてという3項目が前回の引き続きやと思います。

まず最初にお伺いさせていただきたいのは、公職選挙法の寄附行為についてということで、これもまた一住民からのちょっとお言葉いただきましたので、私としても余りかかわりたくない話なんですけれども、それで一番先に聞きたいのは、町長にお伺いしたいんですけれども、共産党における宗教概念、教義、絞って言えば神社神道並びにイコールではない、近似値で天皇制について、町長はどのように思われているか、ちょっとお聞きしたいと思います。

町長 天皇制につきましては、今の憲法で象徴というふうに位置づけられておりました、私は憲法の趣旨を尊重しているということからいたしますと、その規程に沿うような形で思っております。

高井國年議員 ありがとうございます。町長はよく憲法と言われるんですけれども、公職選挙法におきましては日本国憲法15条なり44条なりをベースとして公職選挙法というのが成り立っているようでございますけれども、担当課長にお聞きしたいんですけれども、公職選挙法の199条の2項、3項をどのようにとらえられておるかということは、まあお聞きしたいのは、その議員の選挙区内における寄附行為ですね、その部分について、総務課長お尋ねします。

総務課長 公職選挙法の199条の2におきまして、公職の候補者等の寄附の禁止という条文がございます。

高井國年議員 3項は。

総務課長 この199条の2の第3項ということでしょうか。

高井國年議員 2及び3。2が今言われたあれで、3。いや特によろしいです、結構です。一応読ませていただいておりますので、それは結構ですけど、町長にちょっとお尋ねしたいんですけれども、天皇制について言われましたですけども、その前に神社神道についてということでもお伺いしたかったわけですけども。私どもとしては神社神道に生きるものが生活の糧を求めておりますので、そういうふうなお聞きをさせていただいたんですけれども。東京の九段に靖国神社というのがございます。7月に入りましたら、そこに御神灯があがるわけです。ちょうちんがずーっとあがるわけですけど。その中に国会議員が地域選挙区内の議員も含め、比例も含め、5名の国会議員がちょうちんをあげておるわけです。これについて、町長は議員のその選挙区区内におけるそういう寄附行為に関して、町長はもしこの国会議員の5人に対して、このちょうちんあがったということを、例えです、あったとすれば、今の尾崎総務課長が言われた内容を踏まえて、もしこのちょうちん、国会議員に対してやったらどのようにお言葉出

されるかどうか、ちょっとお伺いしたいんですけど。

町長 いろんな行為というのは、そのときの社会情勢、そして歴史的な環境、人々の意識の相対というもろもろの関係の中で判断をされると思うわけでございます。したがって、それがどのような状況の中でどのようにしてということが私にはわかりませんので、個々の判断というのはちょっとできにくいと思います。

高井國年議員 先ほども総務課長が言われた、また町長も日本国憲法というのは割とお含みいただいた言葉が多く出されるようでございますので、またそれを含んで見ていただいとって、また9月にもちょっとお伺いしたいと思います。私はできますれば、その5人の国会議員については、地域選挙区内でございますので、できる限りそういうのは遠慮していただきたいということは、神社神道に生きる人間ですけれども、そういうふうに申し上げたいとは思っております。というのは、地域内におけるそういう寄附行為の禁止というのがありますので、そのようなのを踏まえて、ちょっとお聞きしたわけです。

次、5分もたちましたんで、次、公共交通機関についてでございますけれども、3月でちょっとお伺いしたんですけれども、2年という期間は長過ぎるということで、3月のほうは申し上げました。その後どのような進展をなっとるかお聞きしたいと思います。

健康福祉課長 計画としましては、2年という計画をしております。今年度22年度また23年度において、公共交通再編成の方針から入りまして、来年度には公共交通の相互連携計画といった予定をしております。

高井國年議員 まあ言えば、4、5、6と3カ月が済もうとしております。3分の1が年間済もうとしております。そのような中で、この3カ月間に行動を起こした、アクションを起こしたということございますでしょうか。

健康福祉課長 具体的にはございませんけども、6月の末にこの委託業務を入札をして発注をするという、そこからまたスケジュールを組んで計画をしていくということの予定でございます。

高井國年議員 前回は申し上げましたように、また議事録も読んでいただいていると思いますので、できるだけ早いことの着手、それで実行ということをお願いしたいと思います。

次は、公害防止協定についてです。公害防止協定につきましては、前に、3月にも申し上げたとおりで、その後のアクションというか、行動何かありましたでしょうか。お尋ねしたいと思います。

住民生活課長 3月議会を終えまして、その後公害防止協定の手続事業所について、団地協議会へ4月20日に、事前協議の徹底の申し入れ書、そして各企業へは4月26日に公害防止協定の遵守についてという依頼文書をお渡ししております。そしてまた副町長から5月21日の団地協議会の総会においても、そのことについてお願いをしていただいております。

高井國年議員 ありがとうございます。進展ということはいずれのことでありまして、住民を代表してお礼申し上げます。この公害防止協定につきましても、見ますれば、1964年に横浜市ができてから、もう今ずっとできて、2万3,000とも4,000とも言われている条項でございますけれども、福崎町におきましては、この条項はいつごろできたんでしょうか。

住民生活課長 昭和48年に、公害防止協定ができております。

高井國年議員 48年からここ来とるわけでございますけれども、つくっていただいたの大変、生むということは難しいことでございますので、大変やっつらうと思いま

すけれども、これだけの年月がたつことでしょうか、もう一度こう近年に見直しということ、いわば今の社会情勢、経済情勢も変わっておりますので、そういう企業様に対しましても、お願いするのに対しましては、また新たな考え方で取り組んでいただきたいと思います。

次は、老人ホームの給食でございますけれども、前、議事録読んでいただいたと思うんですけれども、1,800万円の算出根拠ということで教えていただいておりますけれども、きょうはその数字をですね、1,800万円、また年間260万円増にした、具体的な数字で例示いただきたいと思いますけれども、どうでしょうか。

健康福祉課長 債務負担は5,400万円かと思うんですけれども、3年間で5,400万円でございます。前回の入札、その前の入札もそうなんですけれども、もちろん設計もしておりますし、具体的な債務負担額というものも持っております。その中でたまたま18年のときはかなり安い入札があったと、応札額があった。それと20年度には若干高い応札額があったという結果でございます。

高井國年議員 だから今申し上げるのは、そういう根拠は前回教えていただきました。その根拠に対しての数字ですね、数字を具体的に、まあいわば入札の許可は別です。行政として前年度よりも、年間260万円なりの増額をされて720万円、780万円ですか、プラスした状態での負担行為をしたと、そういう形の中での数字の根拠、5,400万円ですか、00年間にすれば1,800万円の数字の根拠を明示いただきたいと思いますわけでございますけれども。これもまた、9月のほうでちゃんとお聞きしたいと思います。

出納責任者にちょっとお伺いしたいんですけれども、指名入札の審査申請書、添付書類、もちろん申請書を踏まえて、添付書類は何々必要ですか。

会計管理者 その指名願の書類については、ちょっと具体的に今書類を持っていないので、所定のものについて提出していただくということで、今ここに具体的に何々ということについては、ちょっと持ち合わせをしておりますので、ご容赦願います。

高井國年議員 それでは今年度、毎年年度ですけれども、申請の審査申請の受け付け言うたら何月何日から何月何日までの期間ですか。

会計管理者 3月1日から31日までとなっております。

高井國年議員 前回も申し上げましたように、このまあいわば、ほんなら違ってお答えいただきたいと思うんですけれども、会社設立は最短で何日ぐらいで、株式会社できるとお思いですか。

会計管理者 何日かという具体的なところまでは、ちょっと認識をしております。

高井國年議員 一応最短で1週間ですわ。ほんで謄本取るのには始めてから2週間、最短で設立で同じように始めて2週間で登記簿謄本が取れるように聞いておりますので、またその分につきましても、9月にお世話になりたいと思います。9分、2分超過しましたんで、ありがとうございました。以上をもちまして一般質問を終わらせていただきます。残りはまた9月でゆっくりお伺いします。以上です。

議長 以上で、高井國年君の一般質問を終わります。

次は、10番目の通告者は、小林 博君であります。

1. 水害初め防災対策
2. 交通弱者施策、住宅施策、文化財など行政改革全般
3. 子育て支援
4. 医療・保健

5. 前回質問事項

以上、小林議員どうぞ。

小林 博議員 失礼をいたします。

政権交代から1年を経たわけでありまして、1年足らずというところではありますが、早くも政権、首相交代ということになりました。公約を守らないことは政治への不信を増していくという、そういうことの典型的な見本のような経過をたどったわけでありまして、あるいはまた全国に目をやりますと、地方議会、地方自治体では定例議会さえも招集せず、専決処分を繰り返すというふうな、そうした異常な市長も出てきておられるようでありまして、議会制民主主義の危機とも言える状況もまた感ぜられるわけでありまして、そんな中で、議会制度の充実と活性化が一層大切になっているというふうに認識を新たにしているところでございます。

さて、水害対策の問題でありますけれども、ことしは早くも4月、5月と2回の集中豪雨に見舞われました。特に5月の集中豪雨の経験から、幾つかの確認と今後の対策について質問をしたいと思っております。

質問に先立ちまして、自治会の関係者、消防団、町職員の方々のそのご奮闘に敬意を表しておきたいと思っております。自分たちの町や村を守ろうという気概があふれていたと思っております。考えてみますと、平成の大合併という経過を経たわけでありまして、福崎町は合併をしないできたことのよさが、この面では発揮されたとは私は感じておるところであります。

さて、被害も若干出たわけでありまして、私の知る範囲でもこうした点について、過去数十年間の中にそれぞれ改良が取り組まれてきました。それらはそれなりに効果を発揮いたしております。しかし、さらなる宅地化でありますとか、開発、道路建設などもあり、自然の遊水地がなくなって、水害の危険性が繰り返し、同じ場所でも繰り返し発生をしております。関係住民から、もう何回このことを繰り返すんだということで、その強い対応を求められておるところであります。私も今回も現場や電話でその声も多くお聞きをいたしました。被害の報告は既に常任委員会において受けておりますので、それを前提として以下の質問をしてみたいと思っております。

さて最初に5月の集中豪雨の状況の確認をしたいと思うのですが、降雨量というのは、防災計画に関するその計画に照らして、どういう範囲であったのか、お尋ねをいたしたいと思っております。

まちづくり課長 改めて5月の大雨の概要について申し上げます。23日から24日にかけての大雨につきましては、発達した低気圧と前線の影響で、23日からの雨が24日早朝はさらに激しい雨になりました。23日から降り始めた雨は、24日午後1時までに、福崎町で242.5ミリに達しました。また、24日早朝の1時間雨量は41.5ミリ、23日の日雨量は125.5ミリを記録いたしました。いずれの雨量も、これまでの5月の記録を更新したものであります。

お尋ねの防災計画や開発行為との基準に照らし合わせますと、防災計画では市川につきましては、おおむね100年に1度起こる大雨、1日の総雨量210ミリ、その他の県河川につきましては、おおむね60年に1度起きる大雨、1時間総雨量74.2ミリを想定しております。市川の改修計画は30年確率となっております。また、開発行為による調整池につきましては、兵庫県の基準は30年確率となっております、1時間雨量は約60ミリでございます。したがって、5月の大雨は、防災計画や調整池設置基準を下回っているものであります。

小林 博議員 そういう状況の中で、あれだけの水が出るわけでありますから、当然どこに問題があったかという点については、十分なことが得られなければならないと、対応されなければならないということだと思っております。

さらにもう1点、確認をしておきたいわけですが、いつもこうした問題が起こりますと確認をするわけですが、市川の水位もかなり上がっておったわけでありまして、その意味では上流の生野ダムとの関係についても目を向けておいていただきたいということ、これまでも言っております。したがって、この生野ダムの放流状況はどうであったのか、生野ダムへの流入と放流との関係あるいは貯水量がどうであって、この降雨時にどの時点でどれだけぐらい放流をされていたということなどは重要な課題でありまして、そんな問題をずっと監視をされておるのかどうか、あるいは放流時に県から報告を受けておられるかどうか、それらについてまず確認をしておきたいと思っております。

まちづくり課長 生野ダムについては、基準の最高の放流につきましては、1秒間に110トン、110立米でございます。今回の雨につきましては、その生野方面では余りこう福崎より雨量が少なかったという点、また生野ダムには余裕があったということでございまして、ダムに流入する量に対して、放流する量については平均的には下回っていたということでありまして、若干その洪水調整という面では生かされていたということでもあります。

小林 博議員 今回はそういうことがデータ上言えるということのようでありましてけれども、長い経験では生野ダムの放流というのは非常に危険になってから放流されるということで、川下では大変な迷惑をこうむるということもあるわけでありまして、引き続き県との協議も深めつつ、ダム管理に努めるよう求めていただきたいと思います。

続いて、前の議会でお尋ねをいたしましたように、公害関係でお尋ねをしたわけでありましてけれども、生野鉱山のこのズリの堆積をしておる3カ所のダムといえますか、通常ダムというふうにいわれておりますが、これらについてもその安全対策ということはよく見通しておいていただきたいというふうに、これも県に注意を求めておいていただきたいと思いますと思っております。担当課としてもその点ちょっと確認をしておきたいと思っております。

住民生活課長 今議員の質問のズリの堆積場の管理についてでございますが、前にも確認をいたしました、常駐をされた職員がおられまして、常時監視をしておられると、そして水害が発生しそうなときは2人体制という形で管理をされてるようになっております。

小林 博議員 引き続きそちらのほうも目を向けておいていただきたいと思います。

さて、この両日、5月の集中豪雨の両日、それにどのような体勢を取られて、どういう活動実績であったのかということでもあります。現場はかなり広範囲でもあったでありましょうし、資材の敏速な対応も求められていたと思うのですが、役場職員や消防団等も含めて、どういう活動実績であったのか、お聞かせをいただきたいと思います。

総務課長 役場職員の当日の出動人員は70名でございます。消防団員の出動人員は381名でございます。役場職員は、道路が冠水している箇所の通行どめでありますとか、土砂災害や冠水箇所など、危険箇所の確認などを中心に対応いたしました。土のうづくりもやっております。

消防団は土のうづくりや、各地区におけます水路のはんらん箇所の対応に当たっております。

小林 博議員 現場をずっとまわっておりますと、それぞれ住民の方々から、何とか土のう

を持って来てほしいでありますとか、さまざまな要望がありまして、どこへ連絡をしたらいんだということがよく言われました。区長さんに連絡しても、区長さんは当然家におられないわけでありまして、役場へ連絡ということにもなろうと思えますけれども、役場への連絡の問題なり、あるいは役場から住民への連絡体制の問題等あると思うわけでありまして、これらはどんなふうに機能するかということが問題ですが、役場にはそれだけの体勢がしっかりととられておると、住民からの連絡あるいは連絡を受ければ役場から住民なりあるいはそういう水防団に対して連絡をすとか、そういう対応がしっかりととられておるかどうかという点の確認をしておきたいと思えます。

総務課長 今回の事案についてでございますが、住民から情報いただきまして、町職員または消防団員が現地に出向くことができましたので、相互の連絡体制はできていたと思っております。

小林 博議員 現場が広範囲になりますと、それだけ大変になるわけでありまして、住民の方々にすれば被害が目の前に起こってくるということになりますと、そのときは必死でありますので、興奮もするという事になりますので、ぜひそれらにできるだけ答えていくという体制は整えてほしいと、そういう努力はしてほしいと思っております。

それから、最近、要支援の方々に対する避難態勢の連絡等の問題も、計画の定められましたけれども、これらはどんなふうに機能をさせていったのかということでもあります。この間の計画が、それが条文上生きてくるというのは後のことといたしましても、その内容というのは生かされなければならないと思うわけでありまして、各地域、各区のところへの連絡体制等、どんなふうにされていたのか、機能させたのかという点でお聞かせをいただきたいと思えます。

健康福祉課長 災害時要援護者避難支援プランというものを作成しております。この支援につきましても、要援護者の支援に係る全体的な計画でございますが、内容は対象者の範囲とか避難支援に係る自助公助共助の役割分担というものを明記しております。このたびの災害につきましても、特に避難準備とか勧告といったような発令はございませんでしたので、そういった伝達ということはやっておりませんが、災害時のこのプランの中には、災害時の情報伝達体制ということで、各自治会において自主防災なり、また民生委員さんを初め、要援護者の避難の支援に係る方への伝達ということも明記はしております。

小林 博議員 このたびの状況から言えば、そういうことの一歩ひどい地域にあつては、視野に入れてもよい状況ではなかったかというふうに私は思ったわけでありました、そういう判断というのはどこでだれがするのかということになるわけですが、その点についてはいかがですか。

総務課長 それは災害対策本部で行います。

小林 博議員 このたびはその必要性をまだ感じられなかったということのようでありまして、私は現場の状況から、その点についても予備的な注意だけは各区に連絡をされてもよかったのではないかとと思うのですが、その点についてはいかがですか。

総務課長 この3月に、避難勧告等の判断伝達マニュアルをつくっております。この中で、この発令基準というものを数値化したといえますか、基準を設けております。この基準に従って判断をしております。

小林 博議員 できるだけ、災害が起こってから連絡をするということでは遅いわけでありまして、事前のそういう連絡体制が必要だろうと思っております、質問をいたしております。

次に、ここまでは主として人的な活動ということですが、後は物量的なその状況がどうであったのかという点での確認ですが、今回の水防で使用された資材の量、数的にお答えをいただきたいと思います。それらは備蓄の関係等との数量との関係、計画におけるその数量、それから実際にどれだけ備蓄をしていたか、どれだけ使ったかというそういう関係について報告を願いたいと思います。

住民生活課長 今の使用した資材の数量の質問でございますが、防災倉庫に土のうが約300袋と、第1デイサービス北側の空き地に400袋の土のうをストックしておりました。そして24日の当日に土のうを2カ所合わせて約700袋つくりました。そして24日の災害では全部で1,400袋の土のうを使用したというような計算になっております。それと今現在、防災倉庫には同じく400体と、第1デイサービスの北側にも400袋の土のうを常用としてストックをいたしておるといことと、そして土のうに使う真砂土の件ですけれど、防災倉庫に11トンダンプ2台分の真砂土とダスト、これは再生品でございますが、ダストも1台分、そして西治のほうに11トンダンプ2台を備蓄いたしておりました。この災害で新たに、西治の空き地にも11トンダンプ2台分を真砂土を購入してストックをしておるとい状況でございます。そして、備蓄計画の実際の備えということで、このたびは直接備品等については使わなかったということで、こういったものについては西播磨地域広域防災計画における達成量がございしますが、それはいずれも100%を超えておるとい形で管理をいたしております。そしてまたこの5月24日に使用しました土のう袋、2,600枚ですけれど、1,100枚ほどは分団に、このたびの水害についてはストックをさせていただいておるといことで、2,600枚については適時補充更新をすぐにやるという対策をとっております。

小林 博議員 それらが十分かどうかという点については、さらなる検討が必要だと思えますけれども、かなり時間的にもう少し早ければ、もっと効果的であったのとい部分はあると思うわけです。ですから事前に各区に、各消防団の分団等に配付をしておくことも含めて、迅速に必要な資材が、水防資材が配付をされると、持って行けるという状況があってもよかったかなという感じをいたしましたので、こういう備蓄の関係とそれから配付状況について、使用状況についての確認をしておるところでございますので、ぜひ改めて見直して、今後の水害防止に役立てていただきたいと思っております。

これまでの議員さんからも質問が出されておりますので、簡単にしたいと思えますが、特にこの災害危険箇所というのは大体いつも同じようなところで発生をするわけでありまして、それらの日常的な点検等について、どんなふうにされておるのか、改めてお聞かせをいただきたいと思えます。

まちづくり課長 河川、水路、ため池等がございしますが、最近では土砂災害ということで急傾斜地、そして土石流の発生する箇所について、県と一緒にパトロールをしております。特に福祉施設とか学校関係については重点的に、実際に山の中にも入りまして点検をしております。

小林 博議員 一つ一つ具体的な事例を挙げて言いますと、それぞれたくさんになるわけですが、言いますように、問題になる箇所というのは限られ、いつも繰り返されるわけですから、その点についての対応というのは、十分にしたいと思っております。

次に調整池の問題についてお聞きをしたいと思うのですが、今回は大内川でありますとか、あるいは西谷川の西治区域での溢水でありますとか、かなりの水が出ておるわけですが、旧福崎地域は特に調整池が多いわけですが、したがってこの

調整池の管理というのは適正にやられることが重要でありますけれども、これがそれぞれ町の責任に係るもの、民間の管理に係るものとそれぞれあるわけですが、それらの把握はできていて、そしてそれをどんなふうにされておるかという点について、どんなふうに点検されておるかということについて、お聞かせをいただきたいと思います。

まちづくり課長 今、申されました調整池は雨水対策施設でありまして、機能維持のために平常時の点検、出水期前の点検等により、停滞などの構造物初め、排水口が特に重要でありますので、その排水機能の確認を行い、必要によっては補修等を行うものであります。今後も適正な管理に努めることが重要であります。調整池につきましても、特に工業団地につきましても町管理となっております。また、ゴルフ場にもたくさんあるのですが、それにつきましても民間管理ということでありまして、いつでも入れるという状況ではございませんので、事前に打ち合わせをして、ゴルフ場の責任者ととも調整池も確認をしているところでございます。また、調整池につきましても、特にゴルフ場はため池機能も兼ねておりますので、地元区からの要望については区長さんから申し入れをされ、それでゴルフ場が対応されているというところでございます。

小林 博議員 それは地元区の区長さんからの申し入れがあった場合ということでは困るわけでありまして、洪水対策としてつくられておるわけですから、その日常的な浚渫でありますとか、その他の管理状況、安全状況について点検が必要だと思うわけですが、これらを例えば年に1回とか2年に1回とか、報告を受けるシステムをつくるとか、それらについては考えられることはないでしょうか。あるいは、この雨というものの降り方が変わってきております。ですから、兵庫県が設定をした30年確率というこれまでの方式から比べてどうかという点での、設計基準のもう一回見直しとか、構造基準の見直しということも必要になる場合もあるかもしれませんが、それらも視野に入れて、もう一度調整池というものの、状況を見直すということについてはいかがでしょうか。

まちづくり課長 民間の調整池、ライフストアも大きな調整池があるんですが、そういったことで法的には地元自治体が検査をするとか、また河川の管理者が行くということにはなっておりませんが、重要な施設でございますので、引き続き点検も続けたいと思いますし、今のシステムにつきましても今後検討したいと思っております。

小林 博議員 このゴルフ場周辺の方々から聞きますと、調整池からの流出量が非常に多いと、調整池の数も多いわけですから、大変心配だと言われております。そういう見た目ではそんなふうになるわけで、計算上はどうなっておるかということは別にして、そういうことであります。ですから調整池からの放流量と、それからそれが主要河川に至るまでの水路といいますか、小河川等の管理もこれは重要になってくるわけで、同時に重要になってくるわけでありまして、それらの防災という観点からの日常の確認をお願いしておきたいと思っております。

次に、水害防止対策ということでもありますけれども、先ほども言いましたように、大体もう雨が降って水が出るというのは同じところでもありますから、それについてどんなふうに対策をとるのかというのは、もう強く求められております。冒頭に言いましたように、これまでも部分的な幾つかの対策はとってきたわけで、それはそれなりの効果は発揮してきたと私は思いますけれども、しかし同時に状況の変化もございまして、さらに問題が起こっており、これ何回繰り返すのだということで、水の出た後、引いた後、家に電話かかってくるというようなこともありました。そんな点で、具体的にそういう箇所についての対策をつくっていく

ということが必要だと思っんですが、その点についてはいかがでしょうか。ここに幾つかずっと書いておられますけれども、それらについてはいかがでしょうかね。

まちづくり課長 水害防止ということで、土砂災害も含めまして、県が事業実施主体となってやるべきもの、砂防関係でございますが、それにつきましては県も特にここ5年ほど力を入れて多くやっという方針でありますので、福崎町も要望をしておりますので、その実現に向けて今後調整、また地元区とも調整、協調を図っていきたく思っております。

下水道課長 水害の防止につきましては、下水道事業における雨水計画としていろいろこれまで動いてきたわけですが、平成21年度にこの効率計画の中で見直しを進めてまいりました。成果も出されたわけですが、改修や新設が必要とされた水路については、実現性の問題点などについて、地元水利管理者の聞き取りを進めておりました。この5月、この4月までの話ではございますが。まだ公表には至っていないわけですが、この4月12日、5月23日、24日の大雨で、計画は現状と合っていないという部分があります。こういう点が検証ができたというところでもあります。結果として計画を修正する必要が出てきたというところでもあります。

それから、この各水路についても有効に働くための方策、また福田地区ではこのあふれている状態をどう対応していくかという点で計画を進めて、今後事業認可の範囲、7年か10年で進める事業の範囲というのもどう考えるか、都市計画決定の要旨というところもござります。それと、財政計画などもありますので、もう少し時間をいただいて、明確な判断を町全体として進めたいと考えております。

小林 博議員 これまでも繰り返し言っておりますように、特に市川以西については下水道計画で定めております雨水排水幹線の実現性というのは、私に言わせれば99%難しいだろうということですから、そういう幹線的なものは必要としても、とりあえず難しいわけですから、その具体的な箇所箇所についての、そういう対応が必要だろうということは繰り返し訴えておるところであります。したがって、千束水路から直谷川、福田川に至る周辺、あるいは福伸電機の社宅周辺の問題、あるいは福崎高校から出るグラウンドから出る排水対策の問題、これはもう調整池を高等学校につくっていただける方向等も含めて考えると、そういうことが具体的には要ると思えます。東では西光寺の水害常習地帯というものもあるわけでありまして、これらはもうわかり切ったことで、場所でもありますから、これ緊急なそういう具体的な対策というのはもう即実施をするということが必要だと思っんです。いつまでもこの基本的な対策、基本的な対策とばかり言って時間だけを費やすということでは、これは大変でありますので、改めて具体的な箇所づけをやって、そうしてできるところから部分的なこともやっっていくということが必要だと思っんですが、副町長どうですか。

副町長 具体的な項目については下水道課長が後ほど答弁すると思っます。今、言われましたような関係を含めまして、前からもずっと言っておったわけですが、基本的に迎え入れなければならない部分、それとともにショートカットできるものはショートカットをすると、今現行中島井ノ口線幹線整備を含んだ雨水幹線等の整備もやっております。これらについては中国自動車道の北側でショートカットするような、その雨水幹線に乗せていって、最終的に川すそへといったような流れ等は、南ランプ附近を含んだ形の中で、川すそ川もそういったような見直し等、今の計画の見直しが必要ではないかというように思っております。また直谷、福田川等につきましても、今現行あるショートカットできる川端川等があるわけ

でありますけれども、これらの断面の見直しでありますとか、そういったような形の中で、何とか内水対策の下水道整備でできないものかというような考え方で、今検討を加えているところであります。間もなく具体的な事柄で対応できるような方向が打ち出せるのではないかと考えております。

小林 博議員 下水道課長、今副町長からも答弁があったわけですが、これ下水道事業としてやっていくにはスケジュール的にはどういう経過を経なければならないのでしょうか。そしてそれにはどれぐらいに時間が必要なんなのでしょうか。最短でいってどうですか。

下水道課長 時間的なスケジュールということ、手続等のことだと思っておりますが、まず先ほども副町長からあったと思うんですが、市川の西側につきましては、千束水路、直谷川の水量を速やかに市川へ排水し、直谷川下流及び福田川へ流れ込む雨水を遮断または減水するという方策をとらないといけないと考えております。具体的には川端川の持つております排水機能を最大とするための新たな川端雨水幹線というような案ではございますが、そういうものを改修して機能を強化させるというような計画が必要かと思っております。また、川の東側につきましては、現在進めております川すそ雨水幹線を播但道の方へ向けて、延伸をさせるというのが基本的な考え方になるかと思っております。いずれにしましても、この二つの方向で進めるにしましても、都市計画決定の見直し、都市計画の見直し、それと事業認可という手続が必要になってくるかと思っております。現在、もう一方で汚水のことについて22年、23年で同じような見直しをしなければならないスケジュールとなっておりますので、あわせて同時にやっていければと思っております。全体的にそのスケジュールを早められるかどうかは、今後の検討だと考えております。

小林 博議員 都市計画決定の見直しが、23、4年というようなことになりますと、それから事業認可を得て、いよいよ事業着手というところまでは、まだかなりの年月がいたると思うんですが、大体何年ですか。

下水道課長 その事務的な手続については、この22年、23年で工業団地関係をやるということを計画しておりますので、そのスケジュールに載せていきたい。そう考えております。

小林 博議員 わかってわからへんのですが、いずれにしても、いつになったら改修されるんだと、この水の危険からいつになったら解放されるんだということを言われるわけです。したがって、もう5年待ってくださいとか、あと3年たったらできますとか、そういうこう具体的にわかりやすく、私たちもこの住民の方々にお答えをしたいわけでありまして、そういう形でちょっと答えていただくとありがたいんですけどね。

副町長 具体的に年次を示せば一番いいわけでありまして、今下水道課長が申しあげましたように、都市計画決定の見直しでありますとか事業認可等をいただくにあたっては、少なくとも2カ年ぐらいは必要かと思っております。23年、24年で見直しをし、その後この内水対策部分については、これはもう負担金も何もございませんので、補助金をいただきながら進めていくという形になろうかと思っております。少なくとも着手までには3年、4年の時間帯が必要かと思っております。

小林 博議員 それでは、3、4年待ってくださいというふうにお答えしときましようか。いやもう何十年同じことを、この席から繰り返し繰り返し訴え続けておりますので、私ももう何回も言うの恐縮でもあるんですけど、去年再選をされましてからの、この1年間の間にももう何回も取り上げておるわけですから、もうしつこいぐらいで、同じことばかりもう、新しく言う言葉も見つからないということ

でありますけれど、はい。よろしく申し上げます。

副 町 長 補助事業のメニューがございますので、それらは少なくともそういったようなメニューに載せていきたいと思っております。過去にありましたように、町河川における治水対策として単独事業、臨時河川等整備事業というような起債事業があったわけではありますが、近年こういったようなものよりも下水、内水対策の雨水対策事業で行いたいと、それに載せるには一定のルールが必要かと思えます。そういう関係も含めまして、先ほど申し上げましたように、少なくとも3、4年の年月は必要であるということでもあります。

小林 博議員 最近のように、政治の制度がころころと変わりますと、とにかくもう一つ一つの物事を丁寧にやっておれば、準備をしておったと思っただけの間にかメニューがなくなっていたということになってしまいがちでありますので、これはこれとしてもう一気に一気に、どんどんとこう進めていくということが必要かと思うんです。そういう点で、下水道課長、まちづくり課長、技監それぞれ、急いでやってもらわないと、言っておりましたけども制度がなくなりましてねということばかり繰り返したら、これも何とも解決しないということになりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、市川以西の防災倉庫の建設ということが既に予算化をされておるわけですが、この建設される時期、あるいは大きさ、準備をされる資材はどれぐらいの量が置ける予定で準備をされておるのか等についてお聞かせをいただきたいと思えます。特に水ということになりますと、市川以西は場所も影響も非常に多いということがありますので、特に具体的にお聞かせをいただきたいと思えます。

住民生活課長 長野橋に隣接する、元清掃員詰所の施設を改造するという形で、第2防災倉庫という形で位置づけして利用するという形で、今とっている建築面積は152.9平米でございます。完成については遅くとも2月末ぐらいまでには改造しまして、備品の移動も3月中に終えて使用したいと、そのような考え方を持っております。そして備蓄備品につきましては、基本的には西播磨地域広域防災計画における、直接備品の品目の達成数量の人口割りという形でこちらにも管理を考えております。そして水防資機材については、いろんな水防資機材がございますので、スペースの問題も当然ございますので、今後十分精査して備え置くという形をとろうかと考えております。また土のうとか緊急を要するものについては、当然ここにも配備をするという形で計画を進めております。

小林 博議員 数量ではわかりませんか。数でお聞きできませんか。その西播磨地域広域防災計画とかいろいろ抽象的にお聞きをしたんですが、具体的に数量で、まあ土のうなどということですが、土のうなら何袋、あるいは袋を何万袋置きますとか、くい何本置きますとかいうふうに、そういうことにはならんのですか。

住民生活課長 防災備蓄備品の直接備蓄品目というのは、防災計画書にも載せておるんですけど、主食のそういうアルファ米とか、缶詰のかゆとか粉ミルクとか毛布、タオルそういった直接必要な、緊急を要するものということで、福崎町の目標値については、アルファ米が1,990食、そして達成は2,043、今現在でございます。そして品目で言いますと、かゆの缶詰が130、粉、缶ミルクが20、毛布が860枚、タオルが630枚、ほ乳瓶が20本、トイレの紙セットが20セット、ポリ袋、バケツが1,250個、生理用品が3,380個、紙おむつセットが15セット、大人のおむつが10セット懐中電灯が100、仮設トイレが10個という形で、これを人口割りにした数で第2防災にも備えるという形で、直接備品についてはそういう振り分けをするという形で、土のうとか袋については、今ある数量のそれを半分ぐらいは、同じように土のうをつくれる場所と、土のう、

木ぐいとかそういったものも備え置くという形で、数量的には把握はできませんけども同じような形で水防体制がとれるような資材は置きたいと考えております。

小林 博議員 迅速に対応できるという、その量を整えてほしいと思います。水が引く時分に土のうを持って行っても、もうええがなということになるわけでありますから。そういうことのないように、水が入る前に土のうがあったらいいなあということでありますから、そういう点でお願いをしておきます。

次に、この防災問題についての最後ですが、今回の被害を受けられた件についての、その復旧はどのようになっていくのか、まちづくり課なりあるいは産業課含めて、お聞かせをいただきたいと思っております。

産業課長 今回の災害の被災の農林業関係の最終的な数字でございます。農地は14カ所と、農業用施設が26カ所、林業施設が4カ所、合計44カ所で被災額が1,890万円となりました。そのうち国庫補助に申請する予定しておりますのが、農地5カ所、農業施設はございません。国の査定につきましては、7月の26日の週ということで予定をされているところでございます。林務関係につきましては、県に現地を確認していただいております。県としても対応していきたいということで、7月に再調査に入りたいという返答をいただいております。残りの未申請の箇所につきましては、関係者の自力復旧を希望されておりますので、昨年のように、町単独の小災害復旧補助事業の検討をしてみたいと考えております。

まちづくり課長 土木施設関係では河川でございまして、大内川、これは高岡地区でございまして1カ所、それから東田原地区の谷川で1カ所でございまして。これは国庫補助事業採択を受けるために、今、設計に取り組んでございまして、国の査定が来月7月に予定をされております。それに向かって事務を進めているところでございます。

小林 博議員 被害を受けたところは、できるだけ迅速に復旧をするように祈っておきたいと思っております。防災問題につきましては、大変重要な課題でもあり、安心・安全という言葉がよく使われるようになっておりますけれども、その基本的な課題でありますので、すべての行政の基本の中に据えていってほしいと思っておりますし、特に雨水排水の計画の件については急いでいただきたいということを改めてお願いをして、この課題を終わりたいと思っております。

次に、行政改革の関連であります。第4次行政改革実施計画については、現在その計画づくりはどこまで進捗しておるのか、改めてお聞かせをいただきたいと思っております。

企画財政課長 行政改革の見直しにつきましては、これまでに行政改革懇話会を3回開催しております。その中で原案をお示ししながら、いろんなご意見、ご提言をいただいております。それらを修正しながら、現在最終案を作成中でございまして、次回7月5日に行政改革懇話会を予定しております。ここにお示しをします案をもちまして、最終的に了解いただいた上で、7月中にはこの第4次行政改革大綱及び実施計画として決定をしていきたいと考えております。

小林 博議員 この中で、それぞれかなり煮詰まってきたおることのようでもあります。行政改革大綱では基本的なその方針を述べ、そして実施計画の案では具体的にこういう検討をしたい、こういうふうに出されておるわけでありますが、その中で幾つかお聞かせをいただきたいと思うんですが、ちょっと書いておる順次はずれませんが、今防災関係のところ質問をしたので、忘れないうちに言っておきたいと思うんですが、消防団の人員、定数の見直し等も計画の課題としてあがっておりますけれども、今回の水防という点から、災害という点から考えましても、最

初に消防団の出動実績等をお聞かせをいただいたのは、この行革のところもってきたいがための人員確認でありまして、各地域それぞれ一斉であります。今回のように福田は、福田全体が水にさらされるということでありましたから、大変でありました。そんな点から言いますと、消防団の定数を減らすとは書いてない、ふやすかもしれないわけですが、事実上こういう計画からいいますと、減らす方向での検討ということだと理解をしておるわけですが、消防団というふうなことの定数の検討というのは、どういうことをねらいをもって出されておるのか、これは今回の災害を踏まえて、ちょっとどうなのかなというふうに、ぜひ聞いてみたいと思っておるところでございます。よろしく。

副 町 長 定数全体を見直そうという動きではなしに、1分団1隊を構成するに当たって、それぞれの分団におけるその団員数でありますとか、団員の年齢構成等が問題等と言われておりまして、それらをどのような対応のあり方でいいのかというような形で検討は加えさせていただいております。前回の見直しの際には720人から600人という体制になったわけでありまして、今議員ご指摘のように、自然災害等人海戦術で対応しなければならないと、こういう形の上では少なくとも今の600人定数の人数は必要ではないかと、このような考え方でおります。しかしながら小さな集落における分野で、新たな団員の確保といったようなところについて、それぞれ苦慮されておるように聞いておりまして、それらを検討していくということでありまして。

議 長 小林 博君の一般質問中でございますが、しばらく休憩いたします。再開は13時といたします。

◇

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

◇

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
一般質問を続けてまいります。

小林 博議員 いかに行革といえども、消防団というものは非常に防災という観点から重要なものであり、単なる防災というだけではないに、今後の地域づくりというものを考えますと、各地域でのコミュニティ活動の核となって育っていくという、そういう面もございますので、人づくりという観点からも消防団の役割というのは見直しておいてほしいと思っております。

それでは、行革のところでも幾つかちょっと項目で簡単に意見を述べておきたいと思っておりますが、大体この行革プランもほぼ終盤に差しかかってきておることのようでございますので、総務課長、意見だけ聞いてください。

交通弱者の足の確保という点では、現在の巡回バスの件については、実施以降この議会でもいろんな議論がされておるところでございます。利用しない人からの意見と、それから利用する人、もしくは家族等の意見と、それぞれ違う部分もあるわけですが、確実に交通弱者と言われる人たちの足の確保という役割は果たしていると思うわけでありまして、それが費用対効果でありますとか、さまざまな観点から議論がされておらなければならないという部分からの議論だったかと思っております。この何年もの間。そんな意味で、今この検討をされますときに、デマンド方式ということが具体的に書かれておりますけれども、デマンドという形はもう既に決定をして、その範囲の中で計画をつくるということなんでしょうか。

健康福祉課長 決定はしておりません。今からデマンドも含めて検討していきます。

小林 博議員 デマンドも検討の対象の一つだということなのか、デマンド方式に固定をし

て、その枠の中での検討ということなのか、そこのところが知りたかったわけでは、これを読ませていただきますと、どうももうデマンドに決めてしまったのではないかと思ったので、質問をいたしておりますが、再度お答えをいただきたいと思ひます。

健康福祉課長 デマンド交通には決めておりません。いろんな角度から検討したいと思っております。

小林 博議員 先ほど言いましたように、幾ら費用をかけてもよいということにはならない部分もありますけれども、どんな事業をいたしましても、一つのものを全住民が利用するというにはならないわけでありまして、そんな面で一定の費用をかけて弱者の足の確保をするという点は、ぜひ続けてほしいと思ひますが、その際、利用する住民の方々が、遠慮をしないでも使える、気楽に利用できるという、そういう形態はぜひ保ってほしいと思ひますので、それもこの検討の基本に置いてほしいと思ひんですが、いかがでしょうか。

健康福祉課長 今言われましたように、交通弱者というものを中心にいたしまして、利用のしやすいという観点も考慮に入れて検討したいと思ひます。

小林 博議員 次に住宅施策についてですけれども、本町では住宅再生マスタープランですか、そのプランに沿って一部建てかえ等が行われましたけれども、それ以降若干とまっている感があるわけで、ほかに急ぐ事業があるということですからやむを得ない部分もあるわけですが、この間、福崎町内の公営住宅に関する事情が非常に厳しくなっております。若い人たち、あるいは高齢者でも年金を中心にした収入の少ないひとり暮らしの方々等、住宅に関する問い合わせや相談を受けることが多くなってまいりました。民間のところは家賃が高いので、どうしても公営住宅何とかありませんかという、そういう話であります。ところが、福崎町内における公営住宅の状況というのは、県営住宅はもう既に文化センターの前のところも、もう募集をいたしておりません。空いておるわけですが、もう空き家政策ということで募集をいたしておりません。ですから県住で言えば、大門も福田も募集をしないとしますので、辻川のテラスしかないということで、非常に待ちが多うございます。雇用促進住宅はと言えばですね、これも間もなく募集をしなくなるだとうとうというふうに予定をされておるようであります。町営住宅はもう古い住宅は空き家政策ということで、募集の対象になっておる住宅は限られたものということになっておりまして、福崎町内における公営住宅の状況というのは、このところ急に、非常に要望される方々にとって厳しい状況になってまいりました。そういう中でございますので、この行革プランの中で、公営住宅の政策の今後のあり方について、どのように考えられておるのか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

住民生活課長 今、議員おっしゃられるとおり、県のほうも住宅のほうは募集停止とかいうことで、住宅事情は公営住宅については福崎町も非常に厳しいということですが、福崎町においても、今のマスタープランの計画でいきますと、190戸ほどの建設をするというような計画にもなっておりまして、当然もう今の状況で公営住宅をその規模にするというのは、当然もう難しい状況になってきております。そういった関係で、町営住宅については、新たな住宅は当然もう1団地は必要と考えておりますが、今そのマスタープランを見直しをしまして、そういう住宅に困られた人の入居についても早急に対応していきたいと考えております。

小林 博議員 このところ国、県を通じての行革とか、そういう政策変更の中で、一つの犠牲といひますか、一番マイナス部分になってきておるものの一つが住宅施策では

ないかと思うんです。それがあらわれておると思います。町内には民間の住宅等も分譲、賃貸含めてありますけれども、今言いましたような方々につきましては、もう民間の賃貸住宅の負担になかなか耐えきれないということから、公営住宅への要望ということになっておるわけでありまして、行政としては最低限の公営住宅というものは必要ではないかと思えます。今日のように雇用形態が非常に悪くなっておるといふ、そういうこととかさまざまな経済状況から照らしまして、公営住宅の必要性というはある意味では増しているというふうにも考えてもよいのではないかと思うわけです。そんなことから、ぜひこの面でもよい計画になるように、求めておきたいと思えます。

次に、文化財であります。文化財ということになりますと、行政関係の一般的な位置づけの中で、どうしても一番後景に追いやられやすくなってきますわけがありますけれども、広い意味で文化財の位置づけについて、どのようにこの行革プランの中で位置づけられていくのか、今後の行政の中でどう位置づけられていくのかという点について、まず基本的にお伺いをして、具体的に福崎町の町が管理をしなければならない、いろんなさまざまな資料、住民から提供された資料も含めて、さまざまな資料の管理状況がどうなのか、そういうところに十分気持ちと、そして人とお金とが回っていつておるといふ、そういうことになっておるのか、その点についてお聞かせをいただきたいと思えます。

社会教育課長 まず文化財につきまして、福崎町においては、特に他市町に比べまして福崎町といえますものは、歴史や文化に対する位置づけというのは高くならなければならぬというふうには認識をいたしております。それは一つは町民憲章にもございますように、そこには「“民俗学のふるさと”福崎町では」と始まりまして、「豊かな風土と歴史を背景に多くの偉人を生んだ、学問と芸術のふるさとです」と、そして「豊かな伝統と歴史を守り、教養を深め、香りたかい文化の町をつくりましょう」とありますし、そういった中で総合計画におきましても、文化財の保護、活用の推進をうたっております。また、位置づけといたしましても、歴史文化資源の保全の活用核として位置づけ、町の文化、歴史、そういったものを福崎町の総合計画では取り上げておるわけでございます。施設の管理状況等でございますが、先日区長各戸配付ということで、町の文化財、指定文化財の資料、冊子を配付させていただきました。そういった中には、町が管理しておるものもございまして、町の指定文化財以外にも資料がございまして、そういったところにつきましては、教育委員会では、各自治会に文化財協力委員さんを推薦いただき、地域の文化財の調査や保護、そういったところからの保全とか保護なんかも図っておるような状況でございます。

小林 博議員 この本会議で質問で取り上げております発言をしております、その裏があるという声を聞いておるといふこととして受けとめておいてほしいと思えます。

次に移りますが、使用料・手数料の適正化等についても書かれておるわけでありまして、そういう中で特にごみの有料化についての検討ということも書かれておるわけですが、これらは具体的にどんなふうになっていくのか、それぞれのこの懇話会での議論の中では、かえってごみの不法投棄がふえるのではないかと等々さまざまな心配もあるようですが、具体的な実施計画にするのか、ただ検討というだけにするのか、そここのところはよくわからない話ですけれども、どちらがいいのか私にとってもよくなんですけれども、そういう法律ができておるからといって、この是非についてはどうなのかなと思っておるわけでありまして、この点について若干お聞かせをいただきたいということですね。住民負担の使用料・手数

料との関係では、昨日ですか、質問に対する答えもありましたけれども、ただその他の計画との整合性の中で、この次世代育成支援対策後期行動計画というのはこれいただいております、これちょっと全文2回ほど読んだんですけど、この中で出されておりますのは、できるだけこうした公共料金等については低く抑えて、そして子どもたちを福崎町で育てやすいように、そうしていこうという趣旨のことが書かれておるように思いました。そういう例との整合性、こうした総合計画との整合性等書かれておりますが、他のさまざまな計画があるわけですが、そういうものとの整合性について、住民負担の問題についてどのように考えられておるのか、お聞かせをいただきたいと思います。ごみの問題についても若干答えをください。

住民生活課長 ごみの有料化についての計画ですが、年次的には何も決まっております。来年度に一般廃棄物の処理計画、策定をいたします。そしてその処理計画に沿ったごみの減量化、そして財政負担の軽減を図るために有料化についても調査研究をしていくということと、くれさかで処理をいたしておりますので、姫路とも歩調を合わせようということが考えられます。

学校教育課長 次世代育成支援後期行動計画の中での支援で、住民負担との関係でございますけれども、この関係につきましては、保育料の軽減の関係とか、医療費の無料化、そういった形で住民負担がかからないような形で、子育て支援の充実に努めていくというような取り組みの中での、次世代行動計画のほうは重点施策もあげながら、そういった取り組みを進めていくという考え方で作成をさせていただいて、保護者負担ができるだけ負担にならないような軽減措置等も、子育て支援には取り組んでいくという方向性で作成をさせていただいております。

副 町 長 使用料・手数料全般に係ることではありますが、社会情勢でありますとか、財政事情等によってまた変わってこようかと思うわけではありますが、基本的には予算編成方針に示しておりますように、抑制に基調を置くと、こういうようにしておりますので、その使用料・手数料見直し段階における分野についても、慎重さが必要ではないかと思えます。

小林 博議員 質問の意図をよく汲んでいただきまして、よろしくお願いをしたいと思えます。

次に民間委託等定数管理等いろいろ述べられておる、検討されておるということでもあります。近年、公務員は少なければ少ないほどいい、もう議員も少なきゃ少ないほどいいという風潮が大変強まって、今度の参議院選挙の各党の公約を見ておりますと、もう公務員と議員の減らし合戦みたいな公約がダーッと並んでおるわけでありまして、これじゃ一体本当に住民のための、国民のための仕事ができるのかな、民主主義どうなるのかなという思いを強くいたしておるところでありまして、この質問の冒頭で述べましてように、もう定例議会すら招集しないというふうな、そんな市長さんまでおるようでありますから大変であります。そういうことになってきますと大変ですが、この福崎町も定数管理非常に苦勞はされております、3月の予算議会でも議論になりましたように、福崎町の町の職員として働いてくださっておる方々のかなりの部分、30%ぐらいの部分为非正規といわれる範疇に入ることでありまして、これはこれで非常に大変な中での取り組みでございます。そういう中で、福崎町内の各施設は、限られた人員の中で、住民のためのサービス業務をやろうということ、その意識を持って頑張ってくださいとおるというのは、もうよくわかるわけございまして、それぞれの方々にはお礼を申し上げたいところでもありますけれども、今後こういうことが、行革行革ということになりますと、さらなる民間委託の問題でありますとかも問

題に出てくると思います。そういう中で、給食センターの問題についても、議論書かれておりますし、今後この民間委託等との問題については、どのような基本姿勢で臨まれるのか、お聞かせをいただきたいと思います。あわせて具体的に、かなり数の多い社会教育関係の施設、住民がたくさん利用するわけでありますので、その影響も非常に大きいと思うのですが、その住民サービスと職員配置の問題、民間委託からの計画あるなしの問題を含めてお答えをいただきたいと思います。

学校教育課長 給食センターの業務の効率化の検討の項目でございますけれども、配食業務につきましては派遣員によります配食業務の委託を現在行っているところでございまして、食の安心・安全の確保と質の向上を図るための観点から、適正人員や部分派遣等についての業務の効率化について、洗浄、調理業務についての検討をするという一つの項目としてあげさせていただいているところでございます。

社会教育課長 社会業務施設におきましては、専門性が必要な施設、またその他施設管理が主な業務となる施設がございまして、特に専門性が必要な施設といたしましては、図書館、歴史民俗資料館、体育館には現在のところ正規職員ということでしたら、福崎町の町の規模等によりまして、なかなかこう財政状況を見ますと、終身雇用が専門職は非常に難しいというようなところで、嘱託職員で専門職を採用させていただいておるところでございまして、嘱託職員におきましても、何ら正規職員と変わらない業務をこなしておりますし、その分につきましては総務課のほうへもいرونなところで待遇の改善などをお願いしているところでございます。

副 町 長 教育委員会関係は、今学校教育課長が申したとおりであります、基本的には総務省から平成17年4月1日の定数管理における定数見直しという形で、5%削減という形で示されてきました。これら等は守らなければペナルティーを課するという強い総務省の指導、また県の指導もあり、そのような形で報告をさせていただいております。平成17年4月1日には、この定数管理での報告を数値で、職員数201人であったものが、平成22年の4月1日、5年後には10人削減、5%削減という形で191人の目標を持っております。それらについては、今到達しておるわけでありまして、今後定年を迎える職員等々の年齢構成を考えてみますと、なかなかこう真っすぐいくような形にはなっておりません。それらは後ろ倒しにしたり、前倒ししたりしながら、職員採用平準化図りながら、対応はしていきたい。今の水準は若干少ないので、もう少し職員はふやしたいという気持ちは大いにございまして、しかしながら、それぞれの分野で、職員の要求が増えてきておりますので、それらをあわせて考慮しなければならないという考え方の見地に立って運営はしていきたいと思っております。

小林 博議員 いずれも本当にこう行政の目的とは何か、住民サービスとは何かという観点に立ち、進めていただきたいと思いますと思っております。

この行革問題での最後に、各種委員会の見直し等で書いてありまして、参画と協働という言葉も県下で広く使われておりましたりしますので、町当局のほうでいろんな施策を推進、考えるに当たって、さまざまな審議会や委員会等つくってやられるわけでありまして、それには公募委員をふやそうとかいろいろ書かれておるわけですが、それはそれとしてあるわけですが、逆にそういう中で一つの政策をつくり上げていく、町の方針をつくり上げていくということの中で、議会の役割というものが低まってはならないと思うんです。審議会がつくられる、議会からもその審議会に1名か2名入るということでもって、そういうことで結局一つの分野の政策がつくられていくということになって、議会でのさまざまな議論がけんけんがくがく白熱してやられるということにならないようでは、議会

の役割というのは逆にこのこういうことの中で薄まってしまおうと思うんです。これは我々議会人自身も努力をしなければならないことが主な観点ではありますけれども、当局におかれても、一つの政策をつくり上げていく過程の中で、案ができてから皆さんに報告をしますというのではなくて、皆さんとともに案づくりからやりましょうと、議員の皆さん方も今から案をつくり出すので、考えてください、研究してくださいという方向で、ともに進んで行くという方向づけをお願いをしておきたいと、求めておきたいと、そういうふうと思うところであります。

以上、行革問題についてでございました。

それから、子育て支援の関係については、この計画書は大体平成26年までの5年間の目標であります。それぞれ非常に多岐にわたる、多分野にわたる内容となっておりますが、これらの目標数値はどうか。あるいは、これを推進していくためには、この組織表が、計画の推進の図表が書かれておるわけですが、これは中心になってどの課がまとめていくのか、1年に1回ぐらいそれを点検して、どこまで進んだか、どれを、どこをどう今回この年度は強調しようかとか、そういう検討はこの支援計画でどうなるのかということをお聞かせいただきたい。これもまた熱心な方がありまして、読まれた方がそういう質問を私にいただいたんですが、即答ができなかったもので、ここでちょっと答をいただけたら幸いです。

学校教育課長 まずこの行動計画の所管の課ですけれども、学校教育課のほうが行っております。今、言われました、行動計画での具体的な目標数値ということでございませぬけれども、特に数値的には示しておりません。ただ、安心して子どもが産み育てることができる環境づくりを進めるために、重点施策として五つの施策を掲げております。その掲げた重点施策を取り組みまして、少子化対策また子育て支援の充実、向上に取り組むことといたしております。今、言われましたように、この行動計画は福祉分野、健康分野、医療分野、教育分野等いろんな分野にわたって、多岐にわたっております。そういった中で、推進していく上においては、関係機関とも連携をとりながら、検証、見直しをしていくこととしております。ただ、それぞれの施策分野での事業評価を、それぞれの担当部署で見直しを行い、その状況の変化、また、社会情勢等の関係も見ながら、次年度の予算編成にあわせ、事業見直しをしているというのが実態でございまして、この行動計画そのものの見直しを協議会等で検討するという体制は今現在行っていないのが現状であります。

小林 博議員 この計画の線に沿って、それぞれの事業を担当する課は、このプランにも目を通していただいて、ぜひ予算編成時等、配慮を求めておきたいと思っております。

次に教育扶助の関係ですが、教育扶助の中で、国のほうではPTA会費とかその他これまで扶助対象でなかったものが、今年度からは地方交付税に盛られて入ってきたというふうになっておるわけですが、福崎町では具体的にそれがそのまま交付税がふえた分、国の決めた分増額になっておりますか。

学校教育課長 今、要保護児童・生徒の就学援助費が拡大されたということで国のほうからの通知も受けております。そして準要保護、国庫補助対象事業が数年前からなくなってきたというふうになっておるわけですが、福崎町では具体的にそれがそのまま交付税がふえた分、国の決めた分増額になっておりますか。

小林 博議員 これが確認をされたら、この4月にさかのぼって出すということになりますか。

学校教育課長 この事業につきましては、先ほども申し上げましたように、準要保護児童の

関係につきましては、国庫補助事業からなくなりまして、一般財源化されております。そういった中で、町独自の施策としての取り組みとなっております。今現状といたしましては、郡内との調整もしながら、町の保護者の負担の実態も見ながら、PTA会費なり、クラブ活動費を保護者が実態としてどれだけ負担されているか、そういった状況も見ながら、また交付税の算定基準の数値がどういう形で配分されているか、そういったものも見きわめながら、町としてどうすべきかというのを協議していきたいと考えております。

小林 博議員 PTA会費とかクラブ活動に関する費用とはいえ、これは一般財源化された交付税算入とはいえ、この教育扶助の内容として出されてきたものですから、それがそのまま施策に反映するように、求めておきたいと思いますが、いかがですか。

副 町 長 質問議員の趣旨はもうそのとおりであろうかと思えます。扶助費の関係でありますので、交付税は一般財源、地方固有の一般財源であると、こういう具合に言われておりますし、その色はついていないと。算出における費目等については色はついておるわけですが、仕様用途についてはこれは色はついていないということでもあります。しかしながら、その用途が教育費扶助という関連から含めまして、その言葉どおり受けとめていきたいなという考え方は持っております。

小林 博議員 できるだけ迅速な対応を求めておきたいと思えます。

次、4番目の項目ですが、もうこれも言いかけたら切りのない、これだけで1時間欲しい時間になる問題で、保険制度と書いておりますが、これはまた決算の審査のときに9月議会で具体的に、ちょっと議論できたらというふうには思いますが、税の通知が行きまして、私のところにももう何百件もきたとは申しませんが、何人かから、もう税金が高いと、もう固定資産の評価が高いんじゃないかと、特に健康保険ですが高いと、国民健康保険は収入の少ない人の割合が非常に多くて、所得のもう1割、あるいは20%近い額が国民健康保険税という方もたまにはあるわけでありまして、そういう声が非常にこう深刻にこのたびお聞きをいたしております。国のほうで医療費に対する支給割合をもう何年も前に減らしてきておるということが原因でありまして、町だけでどうこうというわけにはできない部分も大きいわけですが、こういう負担が非常に重いという声が幾つか寄せられておりますので、この機会に反映をいたしておきます。

それから住民健診についても、今年度申し込みがずっと減っておるようになっておるわけですが、これはなぜそうおるのか、それから今後の対応をどうするのかという点について、あわせてお聞かせいただきたいと思えます。

税 務 課 長 今、小林議員さんおっしゃられましたとおり、その国民健康保険税の件につきましては、こちらもそういうような声が届いております。ただご承知のとおり、保険税は相互扶助でやっておりますし、そういうことを理解をして納税者には帰っていただいておりますというのが現状でございます。言われておりますことは、私どものほうにも届いております。

健康福祉課長 健康診査の受診率の向上でございますけれども、平成20年度からこの特定健診ということになりまして、非常に複雑な申し込みになりまして、受診率も余り伸びないというような状況でございます。今年度におきましては、ホームページまた広報ふくさき、また未受診者の方にも受診の勧奨をしまして、前年度並みには受診率は上げたいと思っております。

小林 博議員 それぞれ行政でできる限りの努力をお願いをしておきたいと思えます。私たちも私たちの立場での努力もまた必要でありますので、それなりに全力を尽くしたいと思います。ありがとうございました。

議 長 以上で、小林 博君の一般質問を終わります。
次は、11番目の通告者は、富田昭市君であります。
1. 子どもが安心して暮らせるまちづくりについて
2. 犯罪と防犯対策について
3. 「子ども」の読書活動推進計画について
4. 安全・安心の総点検の実施について
以上、富田議員どうぞ。

富田昭市議員 議席ナンバー13番、富田でございます。

今、議長が言われましたように、今回は4項目についてご質問をしてみたいと思います。

本定例会は、私をもって最後でございまして、いよいよあすからは参議院の公示になりまして、17日間は行政の方々は大変な思いをするのではないかなというふうに察するわけでございます。

国におきましても、鳩山政権から菅政権に変わりがちで、国会も延長になるのかなと思いましたが、もう即閉会いたしまして、そしてこれらの日程で参議院選挙が実施されるということで、私たちの思いは、もっとこう議論してから、閉会してほしかったなという感じもするわけでございます。

私たちは政界におきましては、しっかりと住民本位のそういう議論をしていながら、また前向きな取り組みをしていただきたい、このように思いまして、一般質問をさせていただきます。

1点目の質問は、子どもが安心して暮らせるまちづくりについてでございます。

さて、子どもを取り巻く環境は非常に深刻な状況にあるわけでございます。これで万全という対策などないかもわかりません。このような質問は、過去見ておりましても繰り返されることが現状を物語っているように思うわけでございます。学校周辺や通学路における児童の安全確保が重要視されまして、保護者、地域住民、学校関係者、警察などが連携をいたしました登下校時の見守り活動や、パトロールがさまざまな防犯対策が各地域で従来にも増して積極的にとり行われているわけでございます。

しかしながら、子どもが気に入るようなことを言って、誘い込もうとしたり、またうそを言って近づいたりするなど、子どもに不安を与える事柄は、依然と多発しておりまして、いつ次の凶悪犯罪が発生するかもわからないわけでございます。

私は今から6年前に、このような質問をし、防犯ブザーの貸与、そして配付の推進をしました。これだけでは決して安全とは言えませんが、身を守るためにだれかに知らせるための一つの手段として大切な行為であることは間違いない事実であるわけでございます。

そこでお尋ねをするわけですが、現在子ども用の防犯ブザーの貸与率、また携帯状況、そして安全を高めるための教員、児童に対する安全講習の実施計画等はどのようにされているのか、お聞かせ願いたいと思います。

学校教育課長 子どもに対する防犯ブザーの、まず貸与率の関係でございますけれども、児童への防犯ブザーの貸与につきましては、小学校新1年生に入学時点にすべて全員の寄贈を受けております。新1年のときは100%の所持率にはなっております。ただ、故障や紛失いたしますと、保護者のほうで買い替えがされていないというケースが出てきております。教育委員会なり学校といたしましては、保護者に防犯ブザー等の携帯を呼びかけておりますけれども、高学年ほど携帯率が低くなっておるのが現状でございます。

安全意識、防犯訓練等の教員なり児童に対しての講習等でございますけれども、警察署員を指導者として招聘しまして、防犯訓練の実地訓練を行ったり、講話を聞いたりいたしまして、講習に努めております。また、110番の家、通学路周辺を中心に、子どもが登下校の見守り活動をしていただいている方々にお礼とお願いを兼ねて、確認をさせていただいているところでもあります。そしてまた、事故なり事件が発生しますと、教職員に対しまして、その記事を配付いたしまして、教職員にも危機管理意識を高め、児童への周知も図っているところがございます。

富田昭市議員 本町におきましては、防犯ブザーの配付、またステッカー、子ども110番の家、それに地域住民の見守り活動などを実施しており、本当に頭の下がる思いでございます。しかし、これから1カ月ほどで始まる夏休み期間は、子どもたちがさまざまな事件や、あるいは事故に巻き込まれないように、現場の課題を抽出いたしました、具体的に指示をしていく必要があるのではないかなと思っておりますが、その点についてはどうでしょうか。

学校教育課長 ふだんの通学路の安全確保につきましては、防犯マップ等で110番の家を表示したり、またその確認をしたりして、ふだんは予防活動、防犯意識を高めております。また夏休み前ということでございますけれども、夏休みのしおりの中で、危険場所を確認しながら注意事項を保護者や子どもに呼びかけているところがございます。

富田昭市議員 学校の安全対策の推進におきましては、各教育委員会単位でもって、その指導にあたるスクールガードリーダーが配置してあると思うわけですが、福崎町のその現状をお聞かせ願いたいと思います。

学校教育課長 スクールガードリーダーにつきましては、昨年度までは1名配置になっておりました。今年度については配置になっておりません。

富田昭市議員 これは文部科学省が進めておりますスクールガードリーダーの取り組みは、委託事業費の増額を得まして、全市町に配置を拡大する方針を数年前に実施されたわけです。そしてその防犯専門家へ警察のOBあるいはそれを登用しながら、地域の学校指導員、要するに今言いましたスクールガードリーダーとして定期的な巡回をしたり、あるいは専門的な視点から防犯対策の指導を行うことをやっているわけです。それに学校安全ボランティアのスクールガードの要請とか、あるいは研修もしていただければ、さらにその安全が高まるわけです。そういう中で、なかなかそれを昨年度おって今年度廃止したということですが、こういう制度がある以上は、どんどんと各教育委員単位で、そのガードリーダーをお願いして、そしてこの専門的な立場から、その防犯に当たっていくというような取り組みが私は大事ではないかなと思うわけです。なんで今年度はそのリーダーをできないんですか。

学校教育課長 ご承知のように、各小学校区でそれぞれスクールヘルパーなり地域ヘルパーといった形で組織をつくっていただいております。そういった中で、今取り組みを進めております。昨年度までスクールガードリーダーとして活動していただいていた方につきましても、そのボランティア登録をしていただいで、一緒になって活動を進めていただいております。そういった関係で今年度につきましては、スクールガードリーダーについては県のほうから配置を受けていないというのが現状でございます。

富田昭市議員 声かけ犯罪ですけども、被害にあった発生時間帯が学校の下校時を含む午後12時から6時に集中していることがわかっているわけです。そして特に低学年児童の下校時の安全の確保、そしてそれに学校の帰り道というのは、どうしても1人になるところがあるわけです。そういうところについては、どのよう

にしているのか。そしてまた、安全マップのそのような作成はできているのか、お尋ねをしたいと思います。

学校教育課長 どうしても登下校に1人になるというケースは出てまいります。そういった対応といたしまして、新学期始まった早々につきましては、幼児なり低学年を中心に保護者の方に迎えに来ていただいて、引き渡しをするといったような取り組みをしております。また、学期が進むにつれましては、学校のほうで指導をしております、寄り道をしないで早く帰るよという形での取り組みを子どもらに指導をしているところでございます。

安全マップにつきましては、各学校それぞれ今先ほど申し上げましたように、110番の家等を位置を落としながら、またそれを現地で確認しながら、取り組みのほう作成をした中で進めておるといような状況でございます。

富田昭市議員 すなわちその地図には、危険の箇所とか、今言われたように110番の家とかというのはもう全部記載されているわけですね。

学校教育課長 はい、子ども達はその110番の家を落としたり、危険箇所を現地で確認しながら、そういった中で地図上に落としていくという方向をとっておるとい状況でございます。

富田昭市議員 先ほど話がありました、登下校の活動をしている方の登録人数、そしてまたもしものときの保障なんかはどのようにされるのか、その辺のご答弁もお願いをいたします。

学校教育課長 スクールヘルパー等の登録人数でございますけれども、福崎小学校で約160名、田原小学校で90名、高岡小学校で16名、八千種小学校で110名の方がボランティアとして登録をしていただいて活動をしていただいております。活動に対しての保険の関係でございますけれども、ボランティア保険に加入をいたしております。

富田昭市議員 最近ではよく黄色い服を着た方がよく見かけるようになりまして、非常にご熱心にされているわけですが、あのメンバーはすべてボランティアで各学校単位で取り組みを実施されているわけですね。そういう中におきまして、登下校の見守りを以前に増してこのようにされていることは非常に素晴らしいことですが、本当に事故のないようなそういう対策、また専門的なその知識も、ボランティアの方々にもしっかりと指導していただきながら、事故のないような対策を今後ともよろしくお願いをしておきます。

そして、学校とかあるいは幼稚園または保育所に不審者の侵入防止対策といたしまして、重大事故とかあるいは事件等が発生したときの緊急連絡避難についてお尋ねをしたいと思います。

通常学校訪問のときには事前に連絡をして私たちは学校のほうに行っているわけですが、中にはいきなり入って行き、暴言を吐いたり、あるいは暴行を働く者もいるわけですね。あるいはその子どもたちに被害を及ぼす者もいるわけですが、学校には非常時の通報システムが導入されていると思うわけですが、現状の評価とその課題をお聞かせ願いたいと思います。

学校教育課長 危機管理マニュアル等を作成しまして、非常時の対応策はとっております。そういった中で先ほど言われましたように県警ホットラインの非常通報システム等を活用し、有事の際にはそういった緊急対応をとらせていただくことにいたしております。ただ、課題ということなんですけれども、教育施設広うございます。どこから入ってくるかわからないという問題もございます。やはり女性職員が多くなっておると、また職員室なり授業時間の間につきましては、手薄なところも当然出てまいります。そういったときが一番の課題であるという形

で思っております。ただ、今地域の方々が、多くの方々がスクールヘルパーなりで見守り活動をしていただいておりますので、そういった取り組みが学校現場としてはありがたいと感謝いたしております。この輪が広がることを期待をいたしております。

富田昭市議員 この通報システムにつきましては、各教室に設置されているのか、あるいは職員室だけですか。2カ所ですか。教育長しゃべっていいですよ。まあ2カ所だけとなりますと、非常に職員室から遠いところにもし侵入された場合の連絡が非常におくれるような感じがするわけですね。これは都会の学校なんかに行きますと、非常にこう各教室に設置をされているところも多いようなことも聞いておりますが、非常にこれは郡部におきましては、その設置はやっぱり無理でしょうか。各学校に2カ所ぐらいというのが限定でしょうか。

学校教育課長 県警とのホットラインでございますので、県警との話し合いの中で、各施設2台というのが当初の設置の流れになってきているかと思っております。そういった中で、各教室からの通報等の関係につきましては、各職員が体育用の笛なりそういう防犯ブザー的なもので隣の教室へ呼びかけ、そしてその隣の職員が通報するといったような手順をとるようにいたしております。

富田昭市議員 また学校での重大事故とか、あるいは事件があったときの保護者への緊急の連絡手段として、電話とかあるいは携帯電話もあって通報できると思うんですけども、連絡できると思うんですけども、もしそれができない場合の対応策等は考えているのでしょうか。

学校教育課長 保護者への通報につきましては、基本的には電話等での連絡を考えております。そういった中で情報提供なり、またメール配信をするという形での連絡網も整備をいたしております。

富田昭市議員 私6年前にこのような質問したときに、学校の安全あるいは子どもさんたちのそういう安全を確保するためには、前々の教育長だと思えますけれども、地域のそういう見守り隊とか、あるいは学校に関心を持ってもらうことが一番の防犯対策になるんだというようなことを聞いたことがあるわけですね。そしてこのような問題は、今始まっただけではなくして、もう昔からずっとこの問題があるんだということで、そういうお話も伺ったことがあるわけですが、現時点においても、その地域の人の見守り、あるいは学校訪問していきながら、常に地域ぐるみで、学校運営ができれば、このような犯罪も事前に防げるのではないかなというような形になってきますので、その辺の学校に対してのそういうふうな地域に呼びかけなんかも、どんどんこうしていただきたいなと思うわけでございます。

次に、有害図書類に関する規制とか、インターネット上での有害情報から青少年を保護するサイバー犯罪から子どもたちを守る取り組みについてお尋ねをしたいと思います。

これは昭和50年代には、町内にも白いポストが駅前とかほかにも数カ所に配置されたような感じがするわけですね。青少年には見せたくない、また読ませたくない、そういった本を白いポストに投げ込むものでございましたが、現在は町内にはこのようなポストは設置されているのでしょうか。

社会教育課長 今現在9カ所ございます。それを1カ月に1回、補導委員さんと職員が一緒に回収をいたしております。

富田昭市議員 その内容等は確認をしていると思えますけれども、大分相当数の数が入っているのでしょうか。

社会教育課長 その数でございます。毎月1回、年間につきましてビデオ類で約1,000

点、本類で1, 500点程度かと記憶しております。

富田昭市議員 まだまだ福崎町のそのような環境浄化に一役買っているというわけでございますね。しかしながら30年ほど前に比べると、現在は非常に社会が変わってきてまして、近年の情報社会では、インターネットの普及による新たな問題が出てきているわけでございます。青少年を取り巻く環境も、著しく変化する中で、ネットいじめを苦にひきこもりになったり、あるいは成績が下がったり、また水面下では大人の性的犯罪に巻き込まれるような事態が発生するならば、これは極めて憂慮すべき状況であるわけでございます。学校教育の中でも、校内で児童・生徒がインターネットを利用する時間もふえてきていますが、有害サイト等の制限や取り扱い、また子どもを守るためのセキュリティがどのようになっているのかお尋ねをいたします。

学校教育課長 学校の教育用のコンピュータにつきましては、有害サイトへのアクセスができないようにということで、フィルタリングをかけさせていただいております。またIT教育の中でも、有害サイトなりインターネット上のいろんなトラブル等についての教育の取り組みも進めさせていただいております。

富田昭市議員 インターネット上ではそのようにさまざまな有害の情報が存在しているわけでございますので、このようなサイトを制限をしっかりといただきまして、子どもたちにもその周知徹底をよろしくお願いをしておきます。

次に2点目の、犯罪と防犯対策についてお尋ねをいたします。

防犯思想の普及に関する啓発あるいは取り組みについてお尋ねするものでございますが、治安の悪化から近年は全国的に犯罪がふえてきておりまして、町民の皆さんが安心して暮らせる安全社会の確立が急務であるわけでございます。個人情報保護のため、余り詳しいお話はできませんが、町内のある方からのご相談で、警察に行ってその人の胸の内をお話をしてきたわけでございます。警察当局としては実際に犯罪が起きないとその行動に移らないというわけで、取り締まるということは非常に難しいことだと言われたわけでございます。しかしながら、巡回の回数とかあるいはパトロールの強化はお願いをしてきたわけでございます。福崎町におきましても、第4次総合計画の中で防犯についての現況と課題についてこのように述べているわけですね。「本町では住民の防犯、防災意識の高揚を図り、自主的な安全活動を推進することにより、地域の生活の安全に寄与することを目的として、生活安全条例を制定しています。」とのことですが、ここで生活安全条例に基づいた防犯に対する啓発あるいは取り組みはどのようにされているのか、ご答弁をお願いをいたします。

住民生活課長 防犯の取り組みですけれど、福崎警察署を中心に防犯指導委員会とか防犯協会、そして防犯連絡所というところと連携しまして、事前にそういう犯罪を防止するというので、いろんな防犯キャンペーンとか祭りであれば福崎まつりのキャンペーン、金融機関とかライフ、ボンマルシェにおいてそういう啓発活動を実施するというので、そういう犯罪防止に携わっております。また駅前交番とか東の派出所の交番というところにおいても、警察OBの地域のふれあいの会が結成されておりますので、そういう防犯啓発活動も行われておるということで、そういう犯罪についても広報誌で対策についてお知らせをするということで、安全対策をやっております。

富田昭市議員 安全な地域づくりのための環境整備としてもいろいろな取り組みをされていると思いますけども、前年度の実績として防犯灯やあるいは啓発看板の設置、さらには青色回転灯を装備した車でパトロールなど、どのように実施されているのかその辺をお尋ねしたいと思います。

住民生活課長 環境整備ということで、防犯灯につきましては各自治会からそういう要望が上がっているところについて、指導員が確認して、暗いところには防犯灯を設置するというので、危険箇所等について検討し設置をいたしております。そして最近のLEDの蛍光灯、そういったものについても随時こう市街地のところについて設置をしていくという形で進めていっております。そしてまた、駅の公衆便所やエルデホール、そういったところにも防犯カメラ設置しまして、犯罪抑止を行うという形で随時こう防犯灯については設置を進めております。また自治会のほうでも集落内の暗いところについては、防犯灯の設置をこちらからお願いをしておるといような状況でございます。

議 長 富田昭市君の質問中でございますが、しばらく休憩いたします。再開は14時20分といたします。

◇

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時20分

◇

議 長 会議を再開いたします。

一般質問を続けてまいります。

先ほど答弁漏れがあるということでございまして、発言の許可が言われております。

住民生活課長 先ほどの富田議員さんの質問の中で、防犯灯の新設の箇所数と回転灯の箇所数、そういったところをちょっと報告させていただきます。

21年度の防犯灯の新設につきましては、5基新設をいたしております。21年度末で520灯管理をいたしております。青色回転灯につきましては9台設置をいたしております。これについては学校の教職員、防犯指導委員会、青少年補導委員会等がパトロールに使用いたしております。パトロールの回数については、ちょっと把握はいたしておりません。

富田昭市議員 防犯灯につきましては、非常に整備が進みつつあるわけですが、まだまだ整備の足りないような状況であります。また各区のほうから、そういう要望がありましたら、またよろしく願いいたします。また町民の自主的な防犯活動についての助言とか、あるいは指導及び援助でありますけども、総合計画の中にもありますように、このように住民の自主的な活動に対しまして、町としての方策をお願いをいたします。

住民生活課長 自主的な防犯活動の指導助言ということですが、防犯活動についてはそれぞれ自治会で今まちづくり防犯組織が自主的に運営をされておるということで、警察の地域安全課のほうでも、そういったところにはいろいろ講演の依頼があれば講演をしていただくということで、また防犯指導委員会も協力をするという形で指導をしているという形になっております。

富田昭市議員 防犯活動におきましては非常に私難しいと思うんですね。これはやはり専門的なそういう形の方から、いろんな助言とか指導いただかないと、むやみやたらに立ってればいいというもんじゃありませんので、そのときの緊急のそういう対応策などをしっかりと学び取っていかないと、非常にあとで怖い目にあう場合があると思うんです。その点はしっかりと連携をとりながら、しっかりとした方向性をもって、ご指導のほうもよろしく願いをしておきます。

次に、子どもの読書活動の推進計画についてお尋ねをいたします。

子どもの読書活動の推進に関する法律には基本理念としてこのように書いてあります。「子どもの読書活動は子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高

め、想像力を豊かにしていく」という文言があるわけでございます。すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるような、積極的にその環境の整備が推進されなければならないと思うわけでございます。最近ではいろいろのゲームが普及しまして、子どもたちの読書離れが言われるようになりました。最もこれは、大人の活字離れにも連動しているところであるわけでございます。ご家庭における暴力それに学校内における暴力が上昇している、その線の軌道が一致しているというデータがあります。何らかの因果関係も考えられるところでございますけども、アメリカのマリー・サンダースという方が、本の中でこのように言われているわけでございます。本が死ぬところ、暴力が生まれる。もう一度言います。本が死ぬところ、暴力が生まれる。そういうように言っておりまして、その人間の発達にとって文字がいかに必要なものか、そしてまた本が人をつくる、そのような内容であったわけでございます。少し前置きが長くなりましたけれども、ここでお尋ねをするわけですが、読書活動推進計画に関してどのように取り組みされているのか、また取り組み内容とその課題について、お聞かせを願いたいと思います。

社会教育課長 まず子どもの読書活動の町の取り組みでございます。やはり図書館が主体となって取り組んでおるわけございまして、まず図書館独自の取り組みといたしまして、おはなし会、絵本の時間、お楽しみ会というような形で、まず4歳から小学生を対象にしたような絵本の読み聞かせ、これを毎月1回やっております。これがおはなし会というものでございます。それから0歳から3歳児ぐらいまで、保護者の方も一緒に対象してやっておるものがございます。これが絵本の時間といたしまして、これは絵本読み聞かせ、手遊びそういったものを、これも毎月1回やっております。それから、お楽しみ会というような形で、これは偶数月に1回やっておるんですが、紙芝居やパネルシアターっていうんですかね、いろんなパネルにいわゆるその人形を貼りつけて、子どもらが楽しい、そういったものに図書に関心を高めるためにやっていく、これは偶数月に1回やっていると。

それと他の施設の連携ということで、保健センターの連携、ブックスタートというのがございます。これは保健センターで10カ月健診に子どもさんを連れて保護者が来られるんですが、そのときに保護者を含めまして本の大切さといいたしましょうか、そういったもの、また図書館の利用案内等を職員が手渡しして、図書の普及活動に努めておるわけでございます。

また、子育て学習センターとも、各グループの方のほうへおはなし会とか、そういったものも職員なり、図書館応援隊の方が行っていただいております。

学校の連携といたしましては、学校図書館連絡会というのをつくっております。これは図書館担当の先生方と図書館の職員とが連携を図るというような形で、定期的な会合をもっております。それから、学校訪問ということで、これは職員なり応援隊の方が小学校でしたら全クラス1年に1回は必ず行くような形で、そこで本の紹介とか、本の読み聞かせを実施しております。

それから課題でございます。やはり課題といたしましては、今、福崎町川西の西治地区に図書館がございまして、そういった関係上、図書館から遠い地区の子どもたちの利用が少ないというようなところがございます。また、本を読まない子どもたち、そういった子どもたちも近年非常にふえておるといようなところの対応が課題となっております。

富田昭市議員 学校図書館とかあるいは町の図書館を、やはり機能の充実を十分に高めながら、読書活動を通しながら、そして親子のコミュニケーションとか、いろんなものを取り組んでいかなければいけないと思うわけですね。そして先ほどの課長の中

では、読書感想コンクール大会とか、あるいは親子の読書会などについての活動はないというふうに、ないですね、それは。そういう関係のやつは。これは私の提案になると思うんですけども、やはりそういうような形の読書を通してのいろんな活動をこうやっていくことによりまして、いろいろとそういう関係を通して、読書を楽しむ子どもさんたちがふえてくるのではないかなという感じがするわけです。ですからそういうことも考えていきながら、いかに子どもたちが本に親しむかということも、進めていくべきではないかなと思いますが、教育長ぜひご答弁のほうお願いいたします。

教 育 長 ご存じのように、今町内のすべての小・中学校で、朝読というのをやっております。これは就学時間の前に一斉に子どもたちが読書をするわけです。そして静かな環境の中で心を落ちつけて1校時の授業に臨むということで、それなりの成果を上げています。さらに今私のほうから学校にお願いしているのは、家読ということを進めております。これは朝読に対して、家で家族そろって本を読むという活動です。できれば、同じ本を子どももお父さんもお母さんも読んでいただき、そしてそこに書いてある内容について話し合うことによって、家族のコミュニケーションが深まったり、家族のきずなが深まると、こういう活動です。本を通して家族が一体化になって、そして精神が健全に育っていくように、家族のご協力を求めて立派な子どもを育てていきたいと考えております。

富田昭市議員 私も子どもを育てたときに、福崎の小学校、福崎中学校、すべて福崎で生まれましたので、そこで教育を受けて、そして読書に非常にこう2人とも、2人の子どもがいるわけですけども、関心を持ちまして、非常に数多い本を読んだという記憶があるわけですね。今、教育長も言われましたように、子どもの読む本、大人の読む本と一緒に読んで読みながら、そして子どもの教育をした記憶があるわけですね。そういうことによりまして、今になっても、その当時の思い出話が出たりとか、いろんな形で、親子のきずなというのが深まってくると思うんです。ですから、この環境の整備というのは子どもだけではなくして、家庭のお父さんお母さんの影響も大分大きいのではないかなという感じがするわけです。今、考えてみますと、少子高齢化の時代の中でもって、子どもは子ども、大人は大人という時代構成は、非常に間違っていると思うんです。やはり親子が一緒になって、同じ目的に向かって進んで行くというところに、必ず何か芽生えてくるのではないかなという感じがしているわけです。ですから私は、本当にこう自分自身の子どもの育ててきた、その経験から、非行はまず家庭から守っていかなければいけないという自覚に立ちまして、本当に私自身学歴はありませんけども、そういう感じの中で、本当に子どもたちと一緒に学んだという気持ちを忘れずに、いろんな形をもってそういう場で、その今のご父兄の方々に、そういうものも訴えていただきたいなというように思いますので、どうか今後ともよろしく願いをしておきます。

続きまして、安全・安心の総点検に入っていきたいと思います。これは私が4月に実施したもので、住民の安全と安心を図るための、地域の生活関係を調査するものでございました。我が町の安全・安心総点検と題しまして、アンケートの調査に基づきまして、質問をしたいと思います。

実はこれが私がやっていたアンケート調査でございます。これは私町内で100名の方に配付いたしまして、回収率76%でした。そしてきょうはこれに対しまして、いろいろとご質問をしていきたいなと思います。町としてもそれらの取り組みは今までされていると思いますけれども、個人的にこの取り組みをしまして、そしてこれは西播磨地域でも一斉にさせてもらったんです。こ

これは要するに、うちの公明党のほうで各公明党の所属する、その地域で一度こういう総点検を実施しようではないかという方針が出まして、そしてそれぞれの地域で、その取り組みを実施したわけでございます。

そしてそのアンケートのまず第1番目でございますが、あなたのお住まいの町で、日ごろから安心・安全の面から気になっていることがありますかということについて、4項目をこれで記入しております。1点目はたくさんあって不満、2点目には少しある、そして3点目にはおおむね満足、4点目には大満足というこの4項目から一つを選ぶわけです。そしてこれは行政の方にも喜んでもらいたいわけですが、福崎町ではおおむね満足というのが61.8%ありました。これはすべてではありませんけれども、この私の集めた数字の中では、61.8%の方がおおむね満足という回答を出しております。そして、少しあるという方が31.6%です。そして、たくさんあって不満という方は6.6%ございました。そして大満足というのが、これはさすがになかったです。0%です。そういう形の結果が出ているわけですが、これは大変私は高く評価しまして、そして日ごろの行政の取り組み方、そして議員の皆さん方、議員さんのそういう取り組みが、結果としてあらわれているのではないかなという感じがするわけです。

しかしながら2点目の項目をご説明いたしますと、2点目は、災害時に助けが必要とされる方への、町内自治会や近所で助け合う仕組みはありますかというご質問であります。それによりますと、要するに答は四つあるわけです。既にできている、つくる必要があると思う、3点目がわからない、4点目がその他になるわけですが、この中でもって、その3点目の、わからないという方が51.3%あったわけですね。わからないという方が。そして、つくる必要があると思うという方が、48.7%ありました。そして回答としては、この2項目しかないわけですね。既にできているは0%、そしてその他も0%、ここでお尋ねをするわけなんですけど、こういうことが町民さんに徹底されていないということは、我々の責任でもあるわけですが、行政としてどのような取り組みをして、そしてどのように住民に周知されているのか、その点をお尋ねしたいと思っております。

総務課長 災害時の助け合いということでございますが、これまでも災害の答弁の中でも申し上げてきておるんですけども、自主防災組織というものを各村でつくっていただきまして、その中で話し合いをしていただきまして、規約もきちっと決めていただきたい、またそういった避難ルートでありますとか、そういった災害時の助け合いの仕組みをつくっていただきたいということで、区長様にはお願いをしているところでございます。全部の村からまだ出てきているという状態ではないそうでもありますけれども、そういったことで町といたしましては、この自主防災組織を育てていく中でこういった助け合いの仕組みがきちっとできるようなになればなと思っております。

富田昭市議員 この問題は、私は早急にしていかなければいけないなと思うわけです。今回の質問の中でも、そういう問題がたくさん出てまいりました。しかし、行政にじゃなくて、各区にお願いをしているというわけですが、実際にそこに入られまして、一緒に検討したことがございますか。そういうことを私はしていかなければいけないと思うんです。ただ区長会で、こちらのほうからそれをお願いをするという形で投げても、なかなか実施できないと思うんです。各区におきましては。やはりそれは、行政が主導とした、そういう形で取り組みしていきながら、そしてやはり相手の時間の中に入って行きながら、向こうでその地域

の実情を考えて上でもってつくっていかないと、なかなかできないと思うんです。そういう取り組みはされています。

住民生活課長 総務課長が申しあげましたように、自主防災組織のそういった組織づくり、また防犯ルート、危険ルートの防犯マップの作成等、区長会のほうで昨年度もことしもお願いしてきました。その中でまた自治会のほうでも大分こう温度差がありまして、少し前ですけれど、辻川区におきましては、そういった組織図また避難ルートのそういう確認ということで、講演会をこちらのほうでさせていただいて、いろいろ住民と協議をして、危険な箇所とかそういった取り組みをされている地域もございます。そういう事柄から、各自治会においても、これは急を要する対策になりますので、自主防災組織の強化、行き過ぎには啓発をやっていきたいと考えております。

富田昭市議員 考えてないで、即実施に移行してもらいたいなと思います。そしてこれは福崎町だけの問題ではないと思うんです。これにつきましては、やはり西播磨の各市町、これを見ていますと、全部で、姫路、福崎、市川、相生、赤穂、上郡、太子、宍粟市という形の中で、全部で235名からそのような回答をいただいております。そして中でも同じような数字が出ているんです。各市町とも、福崎町だけじゃないんですね。だから全面的に、この西播磨においては、そういうことがおけているというのが実情なんです。しかしこのパーセンテージは若干違いますよ。中でも福崎町が一番悪かったんですけれども。本当に数字は近いんですけれども、中でもその数字が一番高かったのが福崎町ということでこの点は早急に進めていかなければいけないなと思うわけです。これは、本当に地域の、自分たちが生活している中での安全面を調査したことですから、これは生の声なんです。そしてこれを結局できることだったら町でも市でもこういうことをどんどん実施していきながら、住民さんから要望が来るのを待っているのではなくして、行政から出前をしていきながら、しっかりと行政サービスを充実させていかなければいけないんじゃないかなという感じがするわけです。今は、政権が変わりまして、いろんなことを公約として挙げていますけれども、なかなか実践できていないのが現状でございます。しかし、そういう中におきまして、各市町が先頭を切ってそういう取り組みをしていけば、自然と国自体も私は変わっていくんじゃないかなという感じがするんですね。ですからやはり、どんどんこういう運動を進めていきながら、住民サービスの向上に努めてもらいたいなという感じがするわけです。

それで次に進んでいきますけれども、次の質問は要するに、あなたが安全・安心な生活を送るために気になっていることはなんですかということにつきましては、防火・防災についてと、交通安全について、防犯について、公安についてという形の4項目について質問をさせていただきました。アンケートを採っていただきました。そして、この中で一番多いのは、やはりその避難場所や訓練方法が明確でないということが、一番多く出ているわけです。その防火・防災についてという形の質問の中で。これには複数回答でお願いをしたわけですが、全部で8項目あるわけです。その8項目の中で、その中の一つの避難所や避難方法が明確ではないという回答が一番多かったわけですが、先ほども小林議員のほうからそのような質問がありましたけれども、この辺は避難マップとかそういうものをしっかりとつくってあっても、それが周知されていなければ住民さんがいざというときにどこに逃げたらいいのかというのがはっきりわからんわけです。ですからこの点も、できたものを例えば町の広報とかあるいは各戸に、各家のほうに配付するような形で、常に一目でわかるような形で、

家に貼り出しておいてもらってれば、いざのときにはスムーズに避難できて、最小限に災害も防ぐことができるのではないかなという感じがするわけです。ですからそういうことも早急に、できていなければしてもらいたいと思いますが、その辺に対してのご答弁はどうでしょうか。

副 町 長 現在、人権育成の関係を含めまして、行政懇談会、各集落でもつことといたしております。もう既に始まっておるわけでありますが、そういう中でおきます分野で、自主防災組織でありますとか、地域総合援護システム等こういったようなものの推進を図るべく、町の重点施策等も説明を加えておるわけですが、その中にもこういったような項目を入れながら、しかしながら担当課長がそれぞれ申し上げておりますように、自助・共助・公助という形になるわけですが、やはり自助・共助というような観点から、自主防災組織でありますとか地域総合援護システムそれぞれがそれぞれの地域で、避難場所等は役場からも明示しておりますが、しかしその災害のあり方そのものについて、それぞれの状況に応じた形で利用されるべきものでありますし、その地域における分野で考えてもらうということが非常に大切ではないかと思っております。そういう意味では、そのアンケート結果が出ておる避難場所の確保であるとか、避難方法が明確でないと、こういうような形であります。その地域におけるその自主防災組織であれば自主防災組織、地域総合援護システムであれば地域総合援護システムの話合いの場所に、その方々が出向いて行ってもらって、その中で参画していくといったような方法が一番明快な回答が得られるのではないかと思います。しかしながら、今言われました観点は非常に大切でありますので、行政懇談会等では、また地域の皆さん、住民の皆様方に呼びかけをしていきたいと思っております。

富田昭市議員 そして、時間の関係で次に移りますけれども、次は交通安全についてでございます。この交通安全につきましても、4項目についてアンケートを実施いたしました。そしてこの中では、一番多かったのが、歩道の整備が必要というのが、一番多かったわけです。やはりこれは見てみると、町内のこちらのほうの東のほうですね、道路幅も広いし、歩道もしっかりできていますけれども、なかなか旧の福崎町のほうがこの歩道の整備がおくれているというのが現状です。ですからそういうほうからこの数字があがってきたのかなという感じがするわけですが、今後の福崎町の道路整備、特に歩道についての整備の予定などはお聞かせ願えますか。

まちづくり課長 これまでも特に交通事故が多かった時代がありまして、国のほうも特定交通安全等施設整備事業ということで、かなりの補助の支援がございました。福崎町もそれにのっかって、昭和50年からずっと歩道の整備をしてきました。今そういった予算も一括の交付金化になっております。福崎町では道路整備を重点的にやっておりますので、これまでどおりの歩道整備というのはなかなか困難ではありますが、交通安全の対策については非常に有効でありますので、そういった一定の条件が整えば、そういう歩道整備にも力を入れたいと思っております。

富田昭市議員 参考のために申し上げますけれども、西播磨全体では、この4項目についてはほぼ同じ、ここですけれども、ほぼ同じような形でグラフが上がってきているんです。これは要するに、ここに書いてありますように、危険な通学路があるとか、ミラーやガードレールが必要、あるいはよく事故のある交差点がある、そして今言いました歩道の整備が必要、これがすべて同じ数字があがってる。26、28こういう感じでもって、大方が30%以下で平均されているわけです。ですからこの辺の違いが、福崎町と西播磨の違いが出ていると思うんですけども、やはり福崎町その辺から見ますと、歩道の整備がおくれているなという感

じがしますので、今後の施策として考えていただきたいなと思います。

次に、防犯についても取っておりますので、これもご紹介したいと思っておりますけれども、これにつきましては、ひったくり・痴漢の対策に防犯灯が必要とか、あるいは振り込め詐欺の防止、そして薬物乱用の防止とか、誘惑・殺人などの犯罪防止という形で実施をいたしました。それによりますと、ひったくりとか、痴漢対策に防犯灯は必要という項目が、一番多かったわけです。先ほども質問いたしましたけれども、そのような整備がまだまだおこなわれているような感じもいたしますので、その辺の整備も今後ともよろしく願いをしておきたいと思っております。

最後には、公害についてのご質問もさせていただきました。そして公害につきましては、どこの町とも排気ガスの公害についての判断が一番多かったように思います。これが40%ぐらいありますので、あとは工場とか、不法投棄とか、アスベスト問題とかいうのが上がっているわけですが、やはり車の排気ガスの公害が一番問題になっているような感じがするわけです。ですから、ここでは、福崎町独自のそういうその月1回ぐらいのそのようなノーカーデーとか、あるいはそういういろんな形で、我々が率先してやっていかなければいけない問題ですが、そういうものをつくっていきながら、少しでも地球環境に優しい、そういうまちづくりをしていかなければいけないのではないかなという感じで、このアンケートの集計をしたわけですが、こういろんなそういう参考あるいは問題については、幾らでも現場にありますので、我々ももちろんのこと、職員の方々も常に町を歩いてわかっていると思っておりますけれども、そういう問題点を吸い上げて、よりよいまちづくりに邁進していただけますように、願いを申し上げまして、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

議 長 以上で、富田昭市君の一般質問を終わります。

以上をもって通告による一般質問のすべてを終わります。

これにて第430回福崎町議会定例会の日程をすべて終了することになりました。よって、閉会することといたしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

第430回福崎町議会定例会を閉会することに決定をいたしました。

閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、6月11日に招集され、本日までの13日間にわたり、本会議及び委員会と、連日終始熱心にご審議いただき、本当にありがとうございました。

本定例会に提出されました案件について慎重審議をいただき、それぞれ適正妥当なる結論づけをいただき、また議事の運営につきましても格段のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

この間、理事者の皆さんには、資料の作成を初め、議会の審議における協力に対し敬意を表しますとともに、本会議及び委員会において議員各位から述べられました意見、要望事項につきましては特に考慮され、執行の上に十分反映されますよう、強く要望いたす次第であります。

これから、暑さ日増しに厳しく、蒸し暑い夏を迎えます。どうか皆様方におかれましては健康に十分ご留意されまして、議員活動を初め町政発展のためにさらなるご精励をお願い申し上げます。閉会のごあいさつといたします。

閉会に当たりまして、嶋田町長からごあいさつをいただきたいと思っております。

町 長 第430回議会を閉会するに当たって、一言お礼とごあいさつを申し上げます。

今議会は田植えシーズン、梅雨入りの中で行われました。お忙しい中でしたが、ご出席をいただき、熱の入った質疑、討論で一つ一つの議案に対して慎重な審議を行っていただきました。その上ですべての提案議案及び請願に賛同をいただいているところでございます。

この審議を通しまして、いろいろお受けいたしました意見、そして要望、こういったものをしっかりと受けとめて、これからの執行に活かしてまいりたい、このように考えております。

いよいよ猛暑がやってまいります。お体には十分気をつけられて、公私にわたって活躍されますことを心から祈念をいたしまして、私のあいさつとさせていただきます。

今議会、本当にありがとうございました。

議長 それではこれをもちまして閉会といたします。お疲れさんでございました。

閉会 午後2時50分

上記会議録は、書記の作成したものであるが、内容の正確を証するため署名する。

平成22年6月23日

福崎町議会議長 宇崎 壽 幸

福崎町議会議員 宮内 富 夫

福崎町議会議員 石野 光 市